

R 3 営繕 県立高等学校総合寄宿舍（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築

目 次					
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
B-01	特記仕様書-1	B-21	女子寮 食堂 展開図(改修前・改修後)	P-01	管工事仕様書
B-02	特記仕様書-2	B-22	女子寮 厨房食品庫 展開図(改修前・改修後)	P-02	器具表・機器表・凡例・埋設工事施工要領図(参考図)
B-03	特記仕様書-3	B-23	女子寮 洗面所詳細図 展開図 天井伏図(改修前・改修後)	P-03	食堂・厨房・事務室 給排水衛生設備図(改修前)
B-04	特記仕様書-4	B-24	男子寮 洗面所詳細図 展開図(改修前・改修後)	P-04	食堂・厨房・事務室 給排水衛生設備図(改修後)
B-05	特記仕様書-5	B-25	女子寮 1階内部建具配置図		
B-06	特記仕様書-6	B-26	女子寮 内部建具表	C-01	空調工事仕様書
B-07	女子寮 内部仕上表	B-27	女子寮 厨房機器配置図(参考) 本工事分は、次ページ参照	C-02	機器表・換気計算書
B-08	配置図 付近見取図	B-28	女子寮 厨房機器リスト表(参考) 一部本工事に含む	C-03	食堂・厨房・事務室 空調設備図(改修前)
B-09	支障物件確認図	B-29	概略工事工程表(参考)	C-04	食堂・厨房・事務室 空調設備図(改修後)
B-10	女子寮 1階平面図			C-05	男子寮 1階換気設備図(改修後)
B-11	女子寮 2階平面図				
B-12	男子寮 1階平面図 2階平面図				
B-13	女子寮 立面図-1(参考)				
B-14	女子寮 立面図-2(参考)				
B-15	男子寮 立面図(参考)				
B-16	女子寮 食堂・厨房 矩計図(改修前・改修後)				
B-17	女子寮 事務室 矩計図(改修前・改修後)				
B-18	女子寮 厨房・事務所廻り 平面詳細図(改修前)				
B-19	女子寮 厨房・事務所廻り 平面詳細図(改修後)				
B-20	女子寮 事務室 展開図(改修前・改修後)				

徳島県県土整備部営繕課	課長	副課長	課長補佐	係長	係長	課員	担当

I. 工事概要


1. 工事名称	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築
2. 工事場所	徳島県三好市井川町タクミ田95
3. 敷地面積	2,972.15㎡
4. 工事種目	<p>工事内容：内部改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子寮：RC造2階建 延床面積651㎡(1階 438㎡ 2階 213㎡) 男子寮：RC造2階建 延床面積399㎡(1階 199㎡ 2階 200㎡) <p>女子寮、男子寮の洗面所の洗面台、厨房、事務室、食堂の一部の改修、その他図面に記載の部分の改修 上記に伴う設備工事一式</p>
5. 工事区分	改修工事一式
6. 工期	<p>工事完成年月日は令和 年 月 日とする。</p> <p>※完成年月日=発注者側の工期の完成日 竣工年月日=施工者側の完成日</p>

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	
項目	特記事項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・前面道路は通学路であるため、午前7時30分から8時30分までの間及び下校時に工事車両は十分に注意して通行すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工に当たっては図示ヶ所に交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ・厨房、食堂、食品庫は令和3年10月から12月の期間で工事完了させること。(令和3年9月まで及び令和4年1月からは施設員利用のため) <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p>

項目	特記事項
1. 工事概要	<p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている(義務行われていない))、 ・警備員は、延20人(昼20人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p>
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工服用車両による土砂、工服用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p>


項目	特記事項														
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>種 類：コンクリート(無筋)</p> <p>会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1 (有)久保衛生</p> <p>処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1</p> <p>運搬距離：2.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり6,000円(税抜き)</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>種 類：コンクリート(有筋)</p> <p>会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1 (有)久保衛生</p> <p>処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1</p> <p>運搬距離：2.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり6,000円(税抜き)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：アスファルト</p> <p>会 社 名：美馬市美馬町上野48-1 前田道路(株)徳島合材工場</p> <p>処 分 地：美馬市美馬町上野48-2,49-2</p> <p>運搬距離：13.9kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり1,300円(税抜き)</p> </td> <td> <p>種 類：金属(処分)</p> <p>会 社 名：徳島市東沖洲1丁目12 (株)旭金属☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市東沖洲1丁目12</p> <p>運搬距離：71.4kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり0円(税抜き)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：ガラス</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野宇大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野宇大休場956</p> <p>運搬距離：20.3kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり10,000円(税抜き)</p> </td> <td> <p>種 類：木材</p> <p>会 社 名：徳島市津田海岸町2番90号 (有)徳島興産☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市津田海岸町2番90号</p> <p>運搬距離：71.5kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり10,000円(税抜き)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：塵ブラ</p> <p>会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1 (有)久保衛生</p> <p>処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1</p> <p>運搬距離：2.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり15,000円(税抜き)</p> </td> <td> <p>種 類：汚泥</p> <p>会 社 名：吉野川市鴨島町鴨島151-1 阿波バラス(株)</p> <p>処 分 地：吉野川市山川町堤外141-11</p> <p>運搬距離：38.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり13,000円(税抜き)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：石膏ボード</p> <p>会 社 名：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 (財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</p> <p>処 分 地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</p> <p>運搬距離：74.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり22,800円(税抜き)</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>有 価 材：鉄骨・軽量鉄骨/サッシスチール/サッシアルミ</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：アスベスト含有成形板等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野宇大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野宇大休場956</p> <p>運搬距離：20.3kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり20,000円(税抜き)</p> </td> <td> <p>種 類：塵石綿等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野宇大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野宇大休場956</p> <p>運搬距離：20.3kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり50,000円(税抜き)</p> </td> </tr> </table>	<p>種 類：コンクリート(無筋)</p> <p>会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1 (有)久保衛生</p> <p>処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1</p> <p>運搬距離：2.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり6,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：コンクリート(有筋)</p> <p>会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1 (有)久保衛生</p> <p>処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1</p> <p>運搬距離：2.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり6,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：アスファルト</p> <p>会 社 名：美馬市美馬町上野48-1 前田道路(株)徳島合材工場</p> <p>処 分 地：美馬市美馬町上野48-2,49-2</p> <p>運搬距離：13.9kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり1,300円(税抜き)</p>	<p>種 類：金属(処分)</p> <p>会 社 名：徳島市東沖洲1丁目12 (株)旭金属☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市東沖洲1丁目12</p> <p>運搬距離：71.4kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり0円(税抜き)</p>	<p>種 類：ガラス</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野宇大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野宇大休場956</p> <p>運搬距離：20.3kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり10,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：木材</p> <p>会 社 名：徳島市津田海岸町2番90号 (有)徳島興産☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市津田海岸町2番90号</p> <p>運搬距離：71.5kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり10,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：塵ブラ</p> <p>会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1 (有)久保衛生</p> <p>処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1</p> <p>運搬距離：2.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり15,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：汚泥</p> <p>会 社 名：吉野川市鴨島町鴨島151-1 阿波バラス(株)</p> <p>処 分 地：吉野川市山川町堤外141-11</p> <p>運搬距離：38.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり13,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：石膏ボード</p> <p>会 社 名：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 (財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</p> <p>処 分 地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</p> <p>運搬距離：74.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり22,800円(税抜き)</p>		<p>有 価 材：鉄骨・軽量鉄骨/サッシスチール/サッシアルミ</p>		<p>種 類：アスベスト含有成形板等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野宇大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野宇大休場956</p> <p>運搬距離：20.3kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり20,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：塵石綿等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野宇大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野宇大休場956</p> <p>運搬距離：20.3kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり50,000円(税抜き)</p>
<p>種 類：コンクリート(無筋)</p> <p>会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1 (有)久保衛生</p> <p>処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1</p> <p>運搬距離：2.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり6,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：コンクリート(有筋)</p> <p>会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1 (有)久保衛生</p> <p>処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1</p> <p>運搬距離：2.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり6,000円(税抜き)</p>														
<p>種 類：アスファルト</p> <p>会 社 名：美馬市美馬町上野48-1 前田道路(株)徳島合材工場</p> <p>処 分 地：美馬市美馬町上野48-2,49-2</p> <p>運搬距離：13.9kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり1,300円(税抜き)</p>	<p>種 類：金属(処分)</p> <p>会 社 名：徳島市東沖洲1丁目12 (株)旭金属☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市東沖洲1丁目12</p> <p>運搬距離：71.4kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり0円(税抜き)</p>														
<p>種 類：ガラス</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野宇大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野宇大休場956</p> <p>運搬距離：20.3kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり10,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：木材</p> <p>会 社 名：徳島市津田海岸町2番90号 (有)徳島興産☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市津田海岸町2番90号</p> <p>運搬距離：71.5kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり10,000円(税抜き)</p>														
<p>種 類：塵ブラ</p> <p>会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1 (有)久保衛生</p> <p>処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1</p> <p>運搬距離：2.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり15,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：汚泥</p> <p>会 社 名：吉野川市鴨島町鴨島151-1 阿波バラス(株)</p> <p>処 分 地：吉野川市山川町堤外141-11</p> <p>運搬距離：38.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり13,000円(税抜き)</p>														
<p>種 類：石膏ボード</p> <p>会 社 名：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 (財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</p> <p>処 分 地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</p> <p>運搬距離：74.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t 当たり22,800円(税抜き)</p>															
<p>有 価 材：鉄骨・軽量鉄骨/サッシスチール/サッシアルミ</p>															
<p>種 類：アスベスト含有成形板等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野宇大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野宇大休場956</p> <p>運搬距離：20.3kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり20,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：塵石綿等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野宇大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野宇大休場956</p> <p>運搬距離：20.3kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり50,000円(税抜き)</p>														

		徳島県県土整備部営繕課		工事名 R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築		図面番号 B-01		 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966
				図 名 特記仕様書—1		作図年度 2020		
				縮尺 A3 : 1/280 A2 : 1/200				


項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																							
10. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>	14. 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。 食堂、事務室、厨房</p> <table border="1"> <tr> <td>測定対象室</td> <td>測定箇所数</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>事務室、厨房、食品庫</td> <td>各1箇所</td> </tr> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	測定対象室	測定箇所数	食堂	2箇所	事務室、厨房、食品庫	各1箇所	4. 養生	<p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：養生シート)</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法：養生シート)</p> <p>◎監督員事務所は(設ける(面積 m²程度)・設けない)</p> <p>◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用(出来る・出来ない)、水料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎同用地は、(図示の場所に・用意していないので業者に)設けること。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>																	
測定対象室	測定箇所数																											
食堂	2箇所																											
事務室、厨房、食品庫	各1箇所																											
11. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	15. デジタル工事写真の黒板情報電子化	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・(原図版)) ・工事写真(写真帳1部(着手前)・(完成写真))、電子データ2部 ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎しゅん工撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	2章 改修仮設工事	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎設計GLの設定は、BM(図示)を±0とし、NGLはBM±(0)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「通用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p>
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																										
3千万円未満	—	1回																										
3千万円以上5千万円未満	—	2回																										
5千万円以上1億円未満	1回	2回																										
1億円以上	2回	3回																										
区 分	サ イ ズ																											
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																											
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																											
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																											
12. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・(原図版)) ・工事写真(写真帳1部(着手前)・(完成写真))、電子データ2部 ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎しゅん工撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	2章 改修仮設工事	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎設計GLの設定は、BM(図示)を±0とし、NGLはBM±(0)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「通用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p>																	
区 分	サ イ ズ																											
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																											
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																											
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																											
13. 火災保険	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・(原図版)) ・工事写真(写真帳1部(着手前)・(完成写真))、電子データ2部 ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎しゅん工撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	2章 改修仮設工事	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎設計GLの設定は、BM(図示)を±0とし、NGLはBM±(0)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「通用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p>																	
区 分	サ イ ズ																											
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																											
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																											
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																											

	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎(三好寮) 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-03	
		図名	特記仕様書-3	縮尺	A3 : 1/280 A2 : 1/200	作図年度	2020
						株式会社 上設計	管理建築士 一級建築士 第232263号 上楠 重信
						〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7	tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966


3章 地業工事	特記事項	5章 コンクリート工事	特記事項	6章 防水改修工事	特記事項																																																																																																		
<p>1. 一般事項</p> <p>2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等</p>	<p>◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。</p> <p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石・<u>再生クラッシャー</u>)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシャー</td> <td>厨房床土間\downarrow下</td> <td>50mm</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンバクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。</p> <p>・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。</p> <p>◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石				再生クラッシャー	厨房床土間 \downarrow 下	50mm	RC-40	<p>1. 一般事項</p> <p>2. コンクリートの仕上がり</p> <p>3. 普通コンクリート</p>	<p>◎コンクリートの種別 ・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート)</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm²)</th> <th>調合管理強度 Fn(N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>2.3</td> <td>厨房土間</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>2.3</td> <td>厨房かさ上げ</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>2.3</td> <td>事務室防湿</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.21によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.31による。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。</p> <p>◎セメントの種類は、(<u>普通ポルトランドセメント</u>)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種とする。</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・<u>できない</u>)。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.41による。</p> <p>◎試験りは(行う・<u>行わない</u>)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>◎型枠は、(県産木製型枠・<u>合板</u>)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>日本農林規格</td> <td>12mm</td> <td>土間立上り</td> </tr> </tbody> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調合管理強度 Fn(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	15	無	-	2.3	厨房土間	普通	21	21+S	15	無	-	2.3	厨房かさ上げ	普通	21	21	15	無	-	2.3	事務室防湿	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	-	なし				6.8.2(2)(ア)	A種	あり				6.8.2(2)(イ)	B種	なし				6.8.2(2)(イ)	C種	なし				6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	日本農林規格	12mm	土間立上り	<p>1. 一般事項</p> <p>2. シーリング</p>	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う・<u>行わない</u>)。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td></td> <td>AW-1額縁廻り SUS面台等 洗面所家具廻り</td> <td>充填工法</td> <td>10×10</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン		AW-1額縁廻り SUS面台等 洗面所家具廻り	充填工法	10×10	なし
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																																																																																																				
切込砂利																																																																																																							
切込砕石																																																																																																							
再生クラッシャー	厨房床土間 \downarrow 下	50mm	RC-40																																																																																																				
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調合管理強度 Fn(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																																																																																
普通	21	21+S	15	無	-	2.3	厨房土間																																																																																																
普通	21	21+S	15	無	-	2.3	厨房かさ上げ																																																																																																
普通	21	21	15	無	-	2.3	事務室防湿																																																																																																
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																																		
県産木製型枠	-	なし																																																																																																					
6.8.2(2)(ア)	A種	あり																																																																																																					
6.8.2(2)(イ)	B種	なし																																																																																																					
6.8.2(2)(イ)	C種	なし																																																																																																					
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	日本農林規格	12mm	土間立上り																																																																																																		
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																																																																	
MS-2	変成シリコーン		AW-1額縁廻り SUS面台等 洗面所家具廻り	充填工法	10×10	なし																																																																																																	
4章 鉄筋工事	特記事項			7章 建具改修工事	特記事項																																																																																																		
<p>1. 材料</p> <p>2. 材料試験</p> <p>3. 鉄筋の継手及び定着</p> <p>4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔</p> <p>5. 配筋検査</p> <p>6. あと施工アンカー工事 (耐震改修工事に伴うものを除く)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>D10, D13</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎鉄筋の継手は(<u>重ね継手</u>)・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。</p> <p>◎鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p> <p>◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋] ~ [7節-梁貫通孔その他配筋] による。</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p> <p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。</p> <p>◎施工確認試験を(<u>行う</u>)・行わない)。確認強度(9.4)kN 試験方法は標仕14.1.3(エ)による。</p> <p>◎あと施工アンカーは(金属系アンカー・<u>接着系アンカー</u>)とする。 ・接着系アンカー 引張耐力(13.5kN)とする。せん断耐力(14.3kN)とする。 アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	-		<p>1. レディミクストコンクリート工場の指定</p> <p>2. 型枠</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>2. 改修工法等</p> <p>3. アルミニウム製建具</p> <p>4. 木製建具</p> <p>5. 建具用金物</p>	<p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。 ◎防犯建物部品の適用は、建具表による。 ◎防火戸の指定は建具表による。 ◎建具見本の製作及び特殊な建具の取組は、建具表による。</p> <p>◎図示による。</p> <p>◎図示による。</p> <p>◎建具材の含水率の種別は、(A・<u>B</u>・C)種とする。</p> <p>◎見込み寸法は、建具表による。</p> <p>◎フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、標仕16.7.2(2)(b)(c)による。</p> <p>表面板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎枠及びくづりの材料は、建具表による。 ◎建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆でん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.7.21による。 ◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.7.31による。 ◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</p>																																																																																			
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																																																																				
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13																																																																																																				
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-																																																																																																					
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	-																																																																																																					

	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎(三好寮) 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-04
		図名	特記仕様書-4		縮尺	A3 : 1/280 A2 : 1/200
					作図年度	2020
					 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町4番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	

		項 目		特 記 事 項																																																			
6. ガラス	◎板ガラス	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型板強化ガラス</td> <td>JIS R 3206</td> <td>5.0mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型板</td> <td></td> <td>2.0mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	品 種	厚 さ	備 考	型板強化ガラス	JIS R 3206	5.0mm		型板		2.0mm		5. 床張り用合板等	◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	8. 合成樹脂塗床	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>材 質</th> <th>仕 上 げ の 種 類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品庫</td> <td>珪 矽樹脂 (抗菌)</td> <td>防滑</td> <td>流しのべ工法、仕上げ表に塗り床Aと記載</td> </tr> <tr> <td>厨房排水溝A</td> <td>珪 矽樹脂 (抗菌)</td> <td>平滑</td> <td>流しのべ工法、仕上げ表に塗り床Bと記載</td> </tr> </tbody> </table>	施 工 箇 所	材 質	仕 上 げ の 種 類	備 考	食品庫	珪 矽樹脂 (抗菌)	防滑	流しのべ工法、仕上げ表に塗り床Aと記載	厨房排水溝A	珪 矽樹脂 (抗菌)	平滑	流しのべ工法、仕上げ表に塗り床Bと記載																									
	種 類	品 種	厚 さ	備 考																																																			
型板強化ガラス	JIS R 3206	5.0mm																																																					
型板		2.0mm																																																					
施 工 箇 所	材 質	仕 上 げ の 種 類	備 考																																																				
食品庫	珪 矽樹脂 (抗菌)	防滑	流しのべ工法、仕上げ表に塗り床Aと記載																																																				
厨房排水溝A	珪 矽樹脂 (抗菌)	平滑	流しのべ工法、仕上げ表に塗り床Bと記載																																																				
	◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。 ◎ガラス留め材の種類	◎ガラス留め材の種類	◎構造用合板	◎モルタルは(・現場調合材料 ・既配合材料)とする。 ◎目地の位置及び寸法は図示による。	◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																		
8章 内装改修工事	項 目	特 記 事 項	◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。 ◎かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。 ◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18. 2. 15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。	◎モルタルは(・現場調合材料 ・既配合材料)とする。 ◎目地の位置及び寸法は図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。	◎モルタルは(・現場調合材料 ・既配合材料)とする。 ◎目地の位置及び寸法は図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。																																																		
1. 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 ◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。	◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。 ①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6. 2. 2(1)参照	◎ビニル床シート張り (JIS A 5705) ビニル床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	◎タイル張り	◎有機系接着剤によるタイル張り																																																		
2. 撤去並びに下地補修	◎壁改修 ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6. 3. 2(1)参照 ・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を(行)・行わない)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6. 2. 2(1)(ウ)</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td>食堂、事務室一部 床補修</td> </tr> <tr> <td>木床組</td> <td>改標仕6. 2. 2(1)(オ)</td> <td>一部(図示)</td> <td>事務室床 木床組撤去</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	フローリング張床	改標仕6. 2. 2(1)(ウ)	全面・一部(図示)	食堂、事務室一部 床補修	木床組	改標仕6. 2. 2(1)(オ)	一部(図示)	事務室床 木床組撤去	◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎タイルの製造所： 評定名簿による。 ◎見本焼きを(行う ・(行わない))。 ◎試験張りを(行う ・(行わない))。 ◎有機質接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎接着力試験を(行う ・(行わない))	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th rowspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生材の適用</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐滑り性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>ぬゆう</th> <th>ぬゆう</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厨房・腰壁</td> <td>100角巾 接着剤付タイル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>モルタル</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色		再生材の適用	耐凍害性		耐滑り性	備考	I類	II類	III類	ぬゆう	ぬゆう	有	無	標準	特注	厨房・腰壁	100角巾 接着剤付タイル									-				モルタル
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																				
フローリング張床	改標仕6. 2. 2(1)(ウ)	全面・一部(図示)	食堂、事務室一部 床補修																																																				
木床組	改標仕6. 2. 2(1)(オ)	一部(図示)	事務室床 木床組撤去																																																				
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色		再生材の適用	耐凍害性		耐滑り性	備考																																									
		I類	II類	III類	ぬゆう	ぬゆう		有	無		標準	特注																																											
厨房・腰壁	100角巾 接着剤付タイル									-				モルタル																																									
3. 木工事	◎工事現場搬入時の含水率は(A)・ B)種とする。 ◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(A0マーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級	③天井改修 改標仕6. 4. 2参照		◎接着剤	◎壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																		
4. 製材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>材料の等級</th> <th>形 状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">下 地 材</td> <td>土台</td> <td>桧</td> <td>図示</td> <td>1級</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大引</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>1級</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>根太</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>1級</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造 作 材</td> <td rowspan="2">建具枠</td> <td rowspan="2">桧</td> <td rowspan="2">図示</td> <td rowspan="2">上小節</td> <td>A・(B)・C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A・B・C</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考	下 地 材	土台	桧	図示	1級	---			大引	杉	図示	1級	---			根太	杉	図示	1級	---			造 作 材	建具枠	桧	図示	上小節	A・(B)・C			A・B・C			◎仕上表には、ビニル床シートB と記載	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。											
施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考																																																
下 地 材	土台	桧	図示	1級	---																																																		
	大引	杉	図示	1級	---																																																		
	根太	杉	図示	1級	---																																																		
造 作 材	建具枠	桧	図示	上小節	A・(B)・C																																																		
					A・B・C																																																		

		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎(三好寮) 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-05		 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上 柿 重信 〒779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966	
				図 名	特記仕様書-5		縮尺	A3 : 1/280 A2 : 1/200	作図年度		2020

項目	特記事項	9章 塗装改修工事	特記事項	項目	特記事項																																																																																
15. 内壁補修工事																																																																																					
1) 内壁補修の施工数量及び調査方法	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階食品庫を調査した数量を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)</p> <p>◎内部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防霉剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">素地 ごしらえ</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td>B種</td> <td>A種</td> <td>食品庫棚・事務室キッチン杉</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		素地 ごしらえ	備考	屋外	屋内	木部		B種	A種	食品庫棚・事務室キッチン杉																																																																						
区分	種別		素地 ごしらえ		備考																																																																																
	屋外	屋内																																																																																			
木部		B種	A種	食品庫棚・事務室キッチン杉																																																																																	
2. 内壁改修工法の種類及び材料	<p>◎コンクリート打ち放し仕上げ内壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング材 +ポリマーセメント材料 シーリング材：改標仕様3.7.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリマーセメント材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎モルタル塗仕上げ内壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング材 +ポリマーセメント材料 シーリング材：改標仕様3.7.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>(0.25㎡未満) 材料：ポリマーセメント材料</td> <td>(0.25㎡未満) 材料：ポリマーセメント材料</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 注入量：25 ml/本 ピン本数 一般：16 本/㎡ 指定：25 本/㎡</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 注入量：25 ml/本 注入口 一般：12 個/㎡ 注入口 指定：20 個/㎡ ピン本数 一般：13 本/㎡ 指定：20 本/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による。</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様		Uカットシール材 充填工法	(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング材 +ポリマーセメント材料 シーリング材：改標仕様3.7.1		シール工法			充填工法		(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリマーセメント材料	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様			Uカットシール材 充填工法	(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング材 +ポリマーセメント材料 シーリング材：改標仕様3.7.1			シール工法				充填工法		(0.25㎡未満) 材料：ポリマーセメント材料	(0.25㎡未満) 材料：ポリマーセメント材料	アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 注入量：25 ml/本 ピン本数 一般：16 本/㎡ 指定：25 本/㎡	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 注入量：25 ml/本 注入口 一般：12 個/㎡ 注入口 指定：20 個/㎡ ピン本数 一般：13 本/㎡ 指定：20 本/㎡	<p>2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)</p> <p>2. 合成樹脂調合ペイント塗替え(SOP)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td></td> <td></td> <td>巾木・額縁</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td></td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td></td> <td>A種</td> <td>埋込盤</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル面</td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td>事務室壁</td> </tr> <tr> <td>ケイカル面</td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td>食堂壁</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	木部		B種	R B種			巾木・額縁	鉄鋼面		B種	R B種		A種	埋込盤	区分	種別	下地調整	備考	モルタル面	B種	R B種	事務室壁	ケイカル面	B種	R B種	食堂壁	<p>10章 環境配慮(グリーン)改修工事</p> <p>1. アスベスト含有建材の処理工事</p> <p>石綿含有分析調査</p> <p>◎女子寮、厨房、男子寮外装薄塗材E吹付について、7361安定性試験を行い全て含有なしの結果が報告済み</p>		
工法	ひび割れ部	欠損部																																																																																			
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様																																																																																				
Uカットシール材 充填工法	(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング材 +ポリマーセメント材料 シーリング材：改標仕様3.7.1																																																																																				
シール工法																																																																																					
充填工法		(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリマーセメント材料																																																																																			
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																																																																		
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様																																																																																				
Uカットシール材 充填工法	(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング材 +ポリマーセメント材料 シーリング材：改標仕様3.7.1																																																																																				
シール工法																																																																																					
充填工法		(0.25㎡未満) 材料：ポリマーセメント材料	(0.25㎡未満) 材料：ポリマーセメント材料																																																																																		
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 注入量：25 ml/本 ピン本数 一般：16 本/㎡ 指定：25 本/㎡																																																																																		
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 注入量：25 ml/本 注入口 一般：12 個/㎡ 注入口 指定：20 個/㎡ ピン本数 一般：13 本/㎡ 指定：20 本/㎡																																																																																		
区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																																																																															
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																																
木部		B種	R B種			巾木・額縁																																																																															
鉄鋼面		B種	R B種		A種	埋込盤																																																																															
区分	種別	下地調整	備考																																																																																		
モルタル面	B種	R B種	事務室壁																																																																																		
ケイカル面	B種	R B種	食堂壁																																																																																		
		11章 ユニット及びその他の工事																																																																																			
		1. ミニキッチン	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材種</th> <th colspan="3">寸法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>W</th> <th>D</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニキッチン(IH)</td> <td>1200</td> <td>500</td> <td>1900</td> <td>事務室</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シンク 1.1m²- ◎200V IHヒーター ◎換気扇、冷蔵庫なし パナソニック MKV1200、ガスファンク KM-128UIH、リッパ DMK12LFW200</p>	材種	寸法			備考	W	D	H	ミニキッチン(IH)	1200	500	1900	事務室																																																																					
材種	寸法				備考																																																																																
	W	D	H																																																																																		
ミニキッチン(IH)	1200	500	1900	事務室																																																																																	
		2. 洗面台	◎図示による。																																																																																		
		3. 厨房機器	◎図示による。																																																																																		

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎(三好寮) 三・井川 内部改修工事建築			図面番号	B-06
	図名	特記仕様書-6	縮尺	A3 : 1/280 A2 : 1/200	作図年度	2020
				 株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		


凡例
 [既存] : 既存使用を示す
 [撤去] : 撤去処分を示す
 [改修] : 本工事による仕上工事を示す
 [下地改修] : 本工事による下地改修を示す
 [既存美装] : 既存を美装することを示す
 [既存のまま] : 既存のままを示す

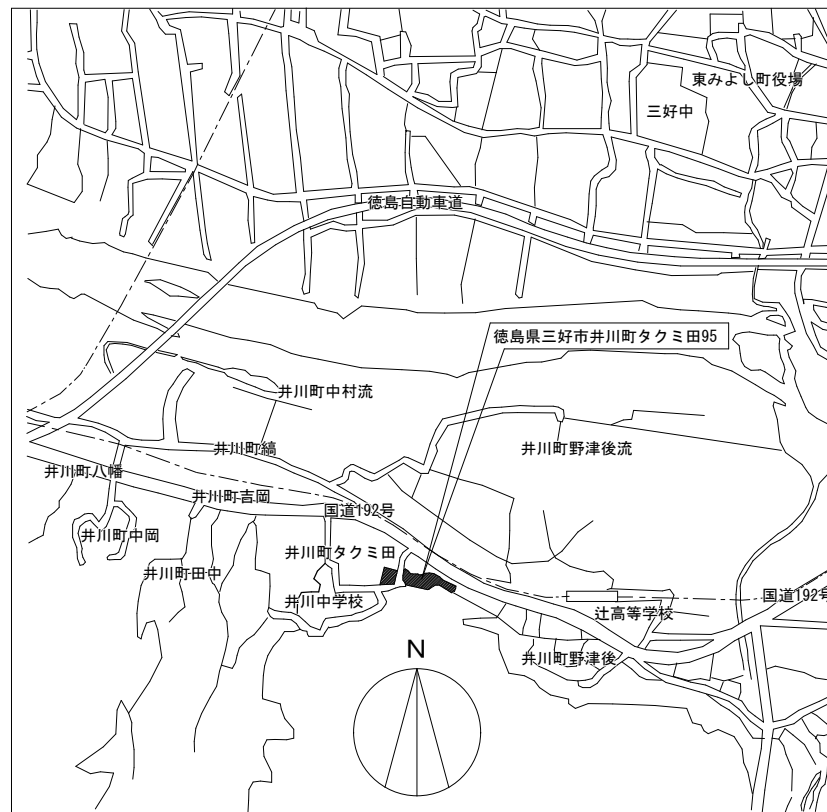
階	室名	床		巾木		腰壁 (記載なき場合は、壁に同じとする)		壁		天井			廻り縁	備考
		仕上 下地		仕上 H		仕上 下地	H	仕上 下地	内装 制限	仕上 下地	内装 制限	H		
内部 仕上 表	事務室 (改修後)	[既存]の上、ビニル床シートA 一部[下地改修] 仕様は、事務室矩計図参照	[既存] SOP塗替	100				[既存] EP塗替 キッチン上部: W-12 合板t=12+メラミン不燃化粧板t=3		[既存のまま]		2650 2200		キッチン新設
	事務室 (改修前)	フローリング t=12 [既存] 一部[下地撤去] 仕様は、事務室矩計図参照	木製SOP [既存]	100				モルタル金コテ押え EP [既存]		ロックウール吸音板 t=9 (トラン-テン) [既存]		2650 2200	塩ビ製 [既存]	キッチン類[撤去]
	食堂 (改修後)	[既存]の上、ビニル床シートA	一部: ソフト巾木	100				改修面(西面)のみ表記 W-12 合板t=12+メラミン不燃化粧板t=3 W-04 PBt=12.5[やり替え]+ビニルクロス張り[やり替え]		[既存のまま]		2500 3060 3060~4000		
	食堂 (改修前)	フローリング t=12 [既存]	木製 [既存]	100				改修面(西面)のみ表記 W-12 モルタル金コテ押え EP [既存] W-04 PBt=12.5[撤去]+ビニルクロス張り[撤去]		ビニルクロス張り		2500 3060 3060~4000		
	厨房 (改修後)	コンクリート直押えの上、ビニル床シートB [下地改修] 仕様は、食堂・厨房矩計図参照	床材巻上げ 見切りSUS製	200	108角半磁器タイル [既存美装] 一部補修 戸棚撤去部、面台部: 100角磁器タイル (範囲は、展開図参照)			[既存] EP塗替 戸棚撤去部: 合板t=12+メラミン不燃化粧板t=3		[既存] EP塗替		直天		厨房機器は、別図参照
	厨房 (改修前)	モルタル金コテ押え塗床 [既存] [下地撤去] 仕様は、食堂・厨房矩計図参照			108角半磁器タイル [既存]			モルタル金コテ押え [既存]		EP塗 [既存]		直天		造付家具[撤去] フード[撤去] (設備工事)
	食品庫 (改修後)	[既存] 塗床 塗り床A	壁に同じ					[既存] EP塗替		[既存のまま]		2500		
	食品庫 (改修前)	モルタル金コテ押え塗床 [既存]	壁に同じ					モルタル金コテ押え EP [既存]		ベニヤ t=3 [既存]		2500		造付棚一部[撤去]

特記事項
 ・内装仕上に使用する材料については、特記なき限りF☆☆☆☆建材を使用すること。
 ・天井裏等の措置については、特記なき限りF☆☆☆☆建材を使用すること。

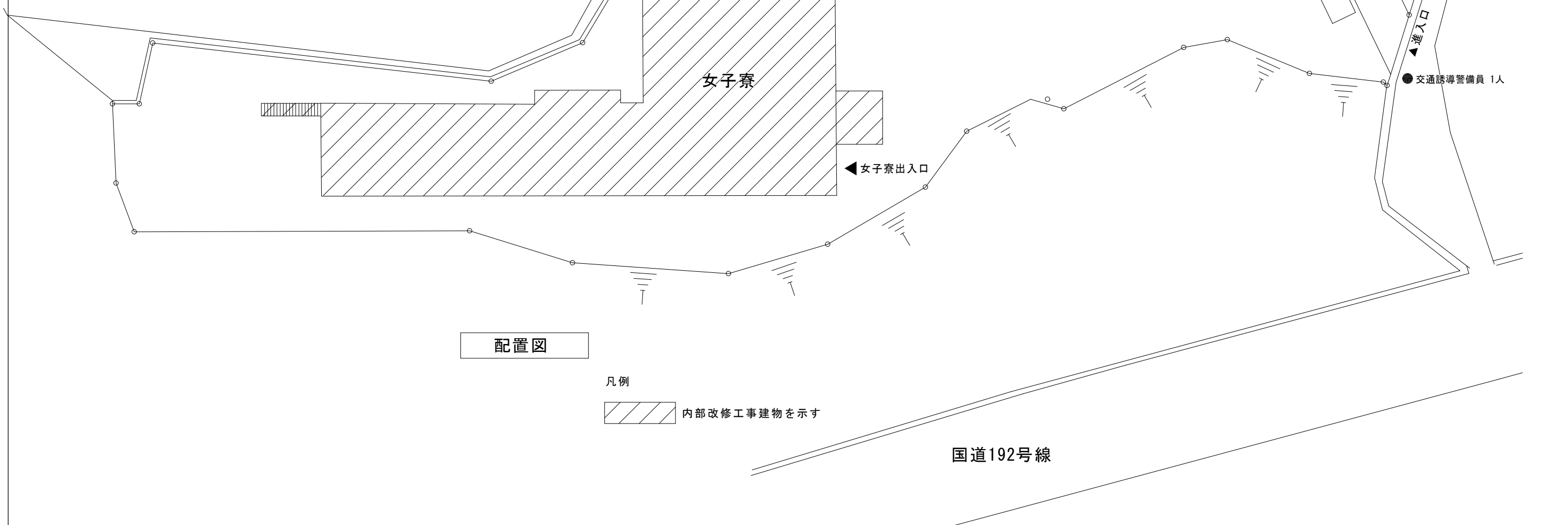
略号	略号	略号
SOP 合成樹脂調合ペイント塗り	EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗り	WP 木材保護塗料塗り
CL クリヤック塗り	EP-T 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り	
NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	UC クレタ樹脂ワニス塗り	
DP 耐候性塗料塗り	LE ラッカーエナメル塗り	
EP-G つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	OS オイルステイン塗り	

国	不燃認定番号	準不燃認定番号
GB-R t=9.5		QM-9828
GB-R t=12.5	NM-8619	
GB-S t=9.5, t=12.5		QM-9826
GB-S t=12.5	NM-9346	
GB-F t=12.5, t=15, t=21	NM-8615	
GB-R-H t=9.5, t=12.5, t=15	NM-1139	
GB-S-H t=9.5, t=12.5, t=15	NM-1139	
GB-D t=9.5 (ジブトーン)		QM-9824
GB-NC t=9.5 (ジブトーン)	NM-2816	
GB-D t=9.5 (杉証目底目地)		QM-9824
GB-D t=12.5 (杉証目底目地)	NM-0127	
化粧石膏押入ボード t=9.5		QM-9824
化粧石膏押入ボード t=12.5	NM-1734	
FK t=5, t=6, t=8, t=10, t=12	NM-8578, 8576	
DR t=9, t=12	NM-8599	
ビニルクロス	NM-9893	QM-9401
EP, SOP, NAD, EP-G	NM-8585	QM-9816

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎 (三好寮) 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-07	
		図名	女子寮 内部仕上表		作図年度	2020	
		縮尺	A3	_____	 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		
			A2	_____			

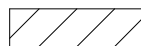


付近見取図



配置図

凡例

 内部改修工事建物を示す

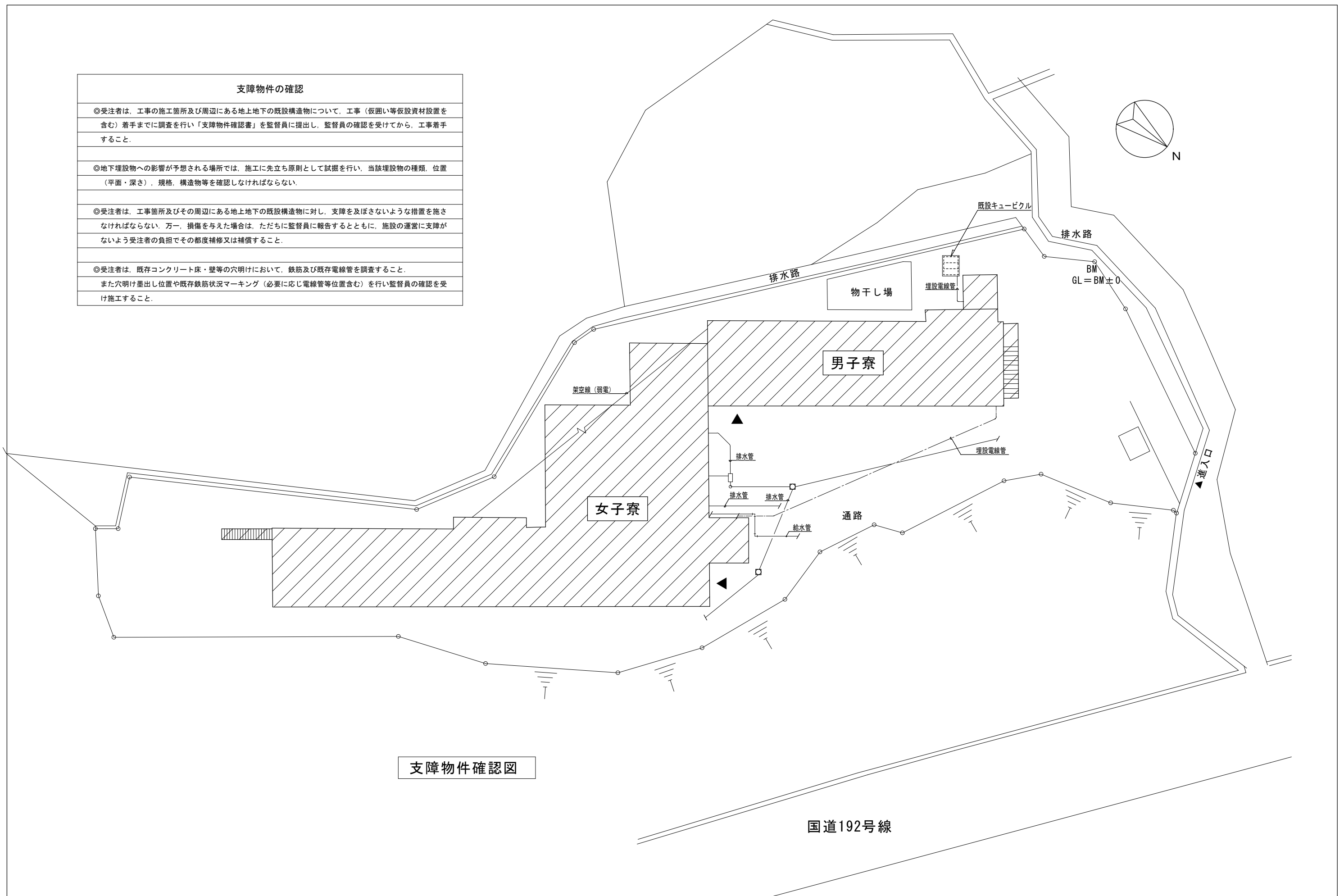
三好市立井川中学校管理地を
 工事中の資材置き場、作業員
 駐車場として使用
 ※使用前に仮設計画書を発注者に提出し、
 関係機関と協議し承諾後使用すること。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-08
	図名	配置図 付近見取図	縮尺	A3 : 1/280 A2 : 1/200	作図年度 2020

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

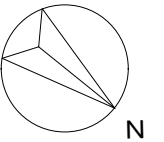
支障物件の確認

- ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。
また穴明け墨出し位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受け施工すること。

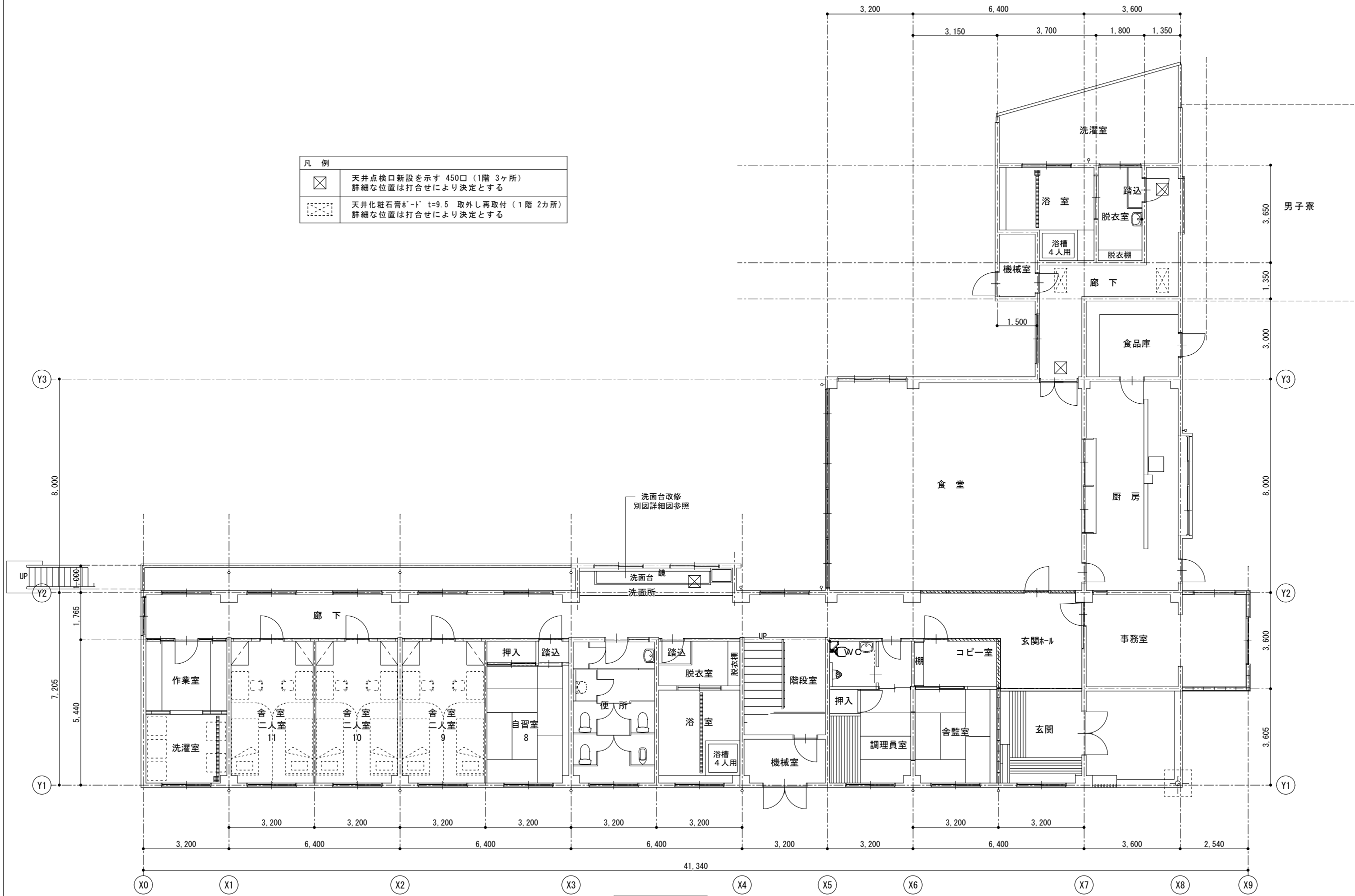


支障物件確認図

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-09
	図名	支障物件確認図	縮尺	A3 : 1/280 A2 : 1/200	作図年度 2020
				株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



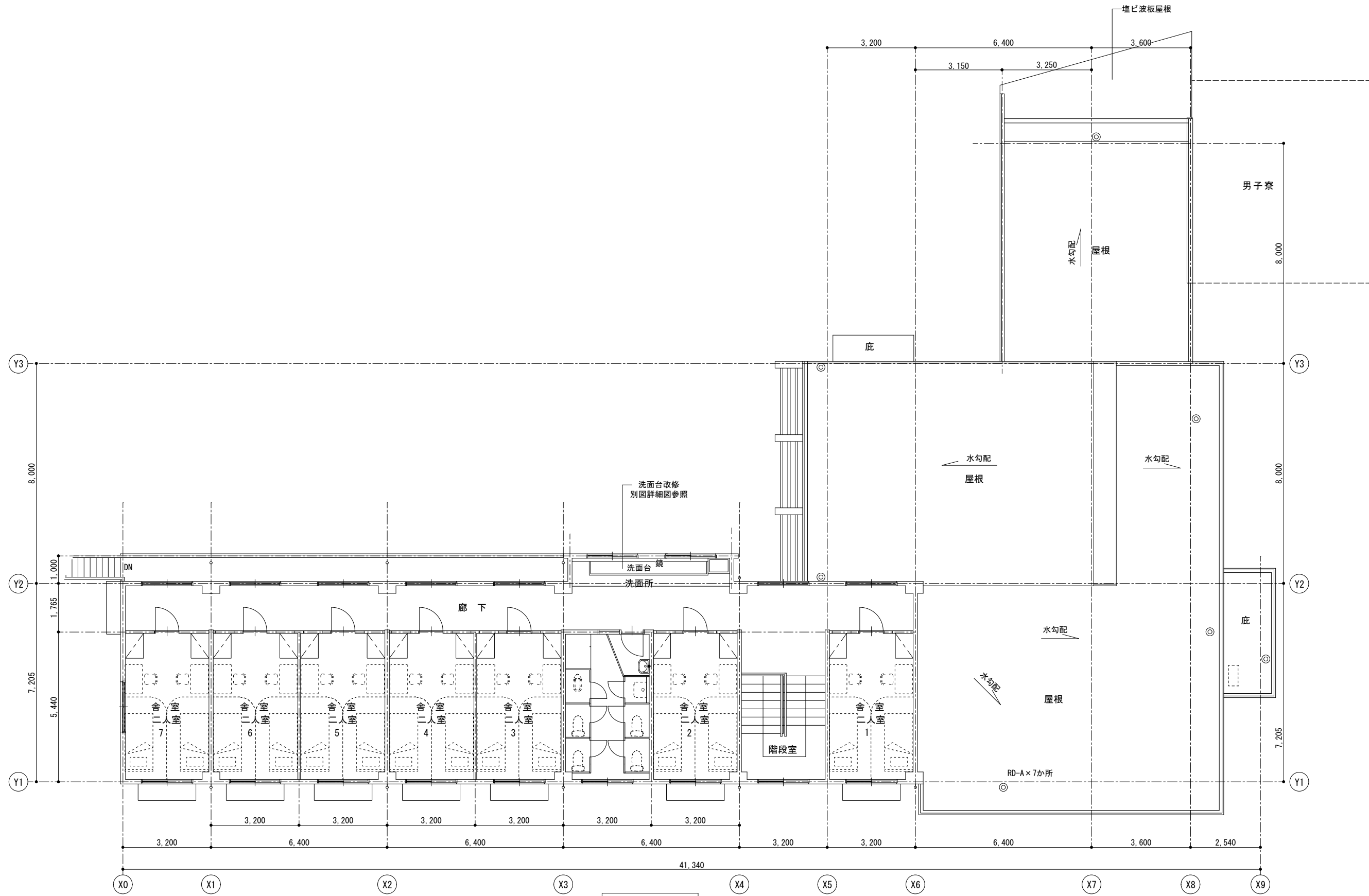
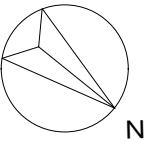
凡例	
☒	天井点検口新設を示す 450口 (1階 3ヶ所) 詳細な位置は打合せにより決定とする
☒	天井化粧石膏ボード t=9.5 取外し再取付 (1階 2カ所) 詳細な位置は打合せにより決定とする



1階平面図

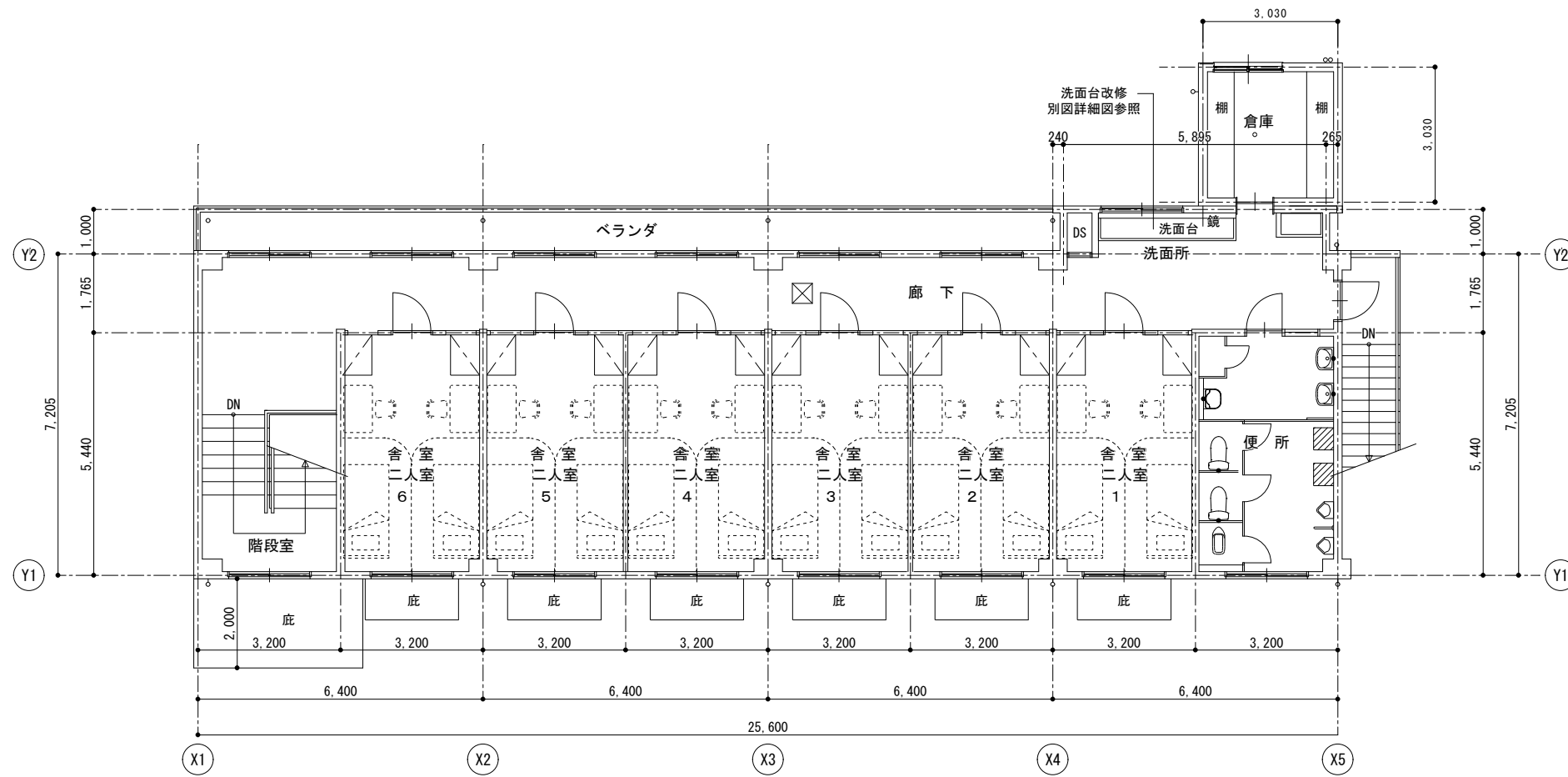
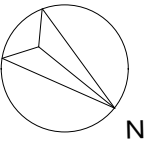
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎 (三好寮) 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-10
	図名	女子寮	1階平面図	作図年度	2020
	縮尺	A3	1/141		
		A2	1/100		

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



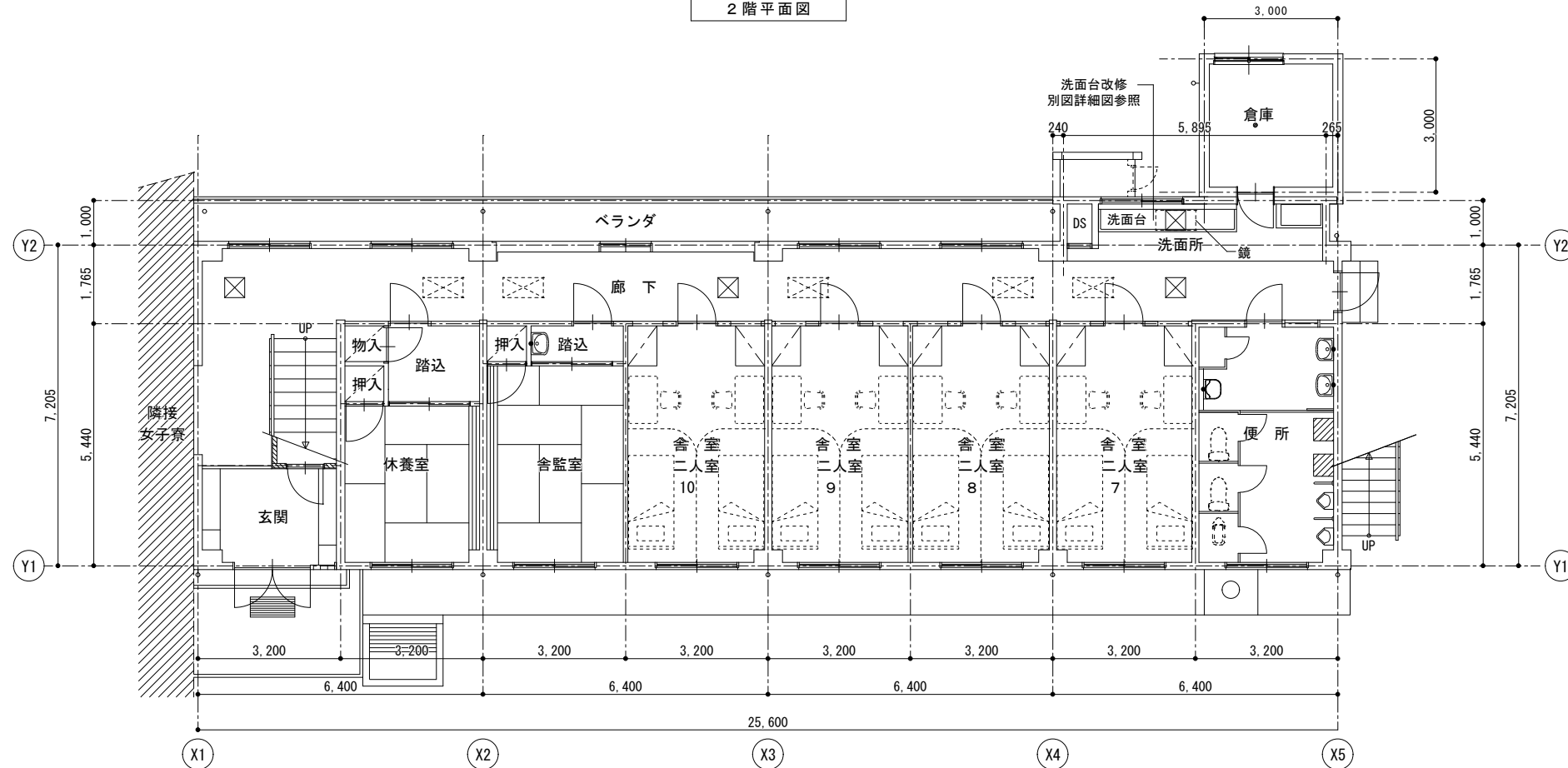
2階平面図

徳島県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築			図面番号	B-11	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
	図名	女子寮 2階平面図	縮尺	A3 : 1/141 A2 : 1/100	作図年度		



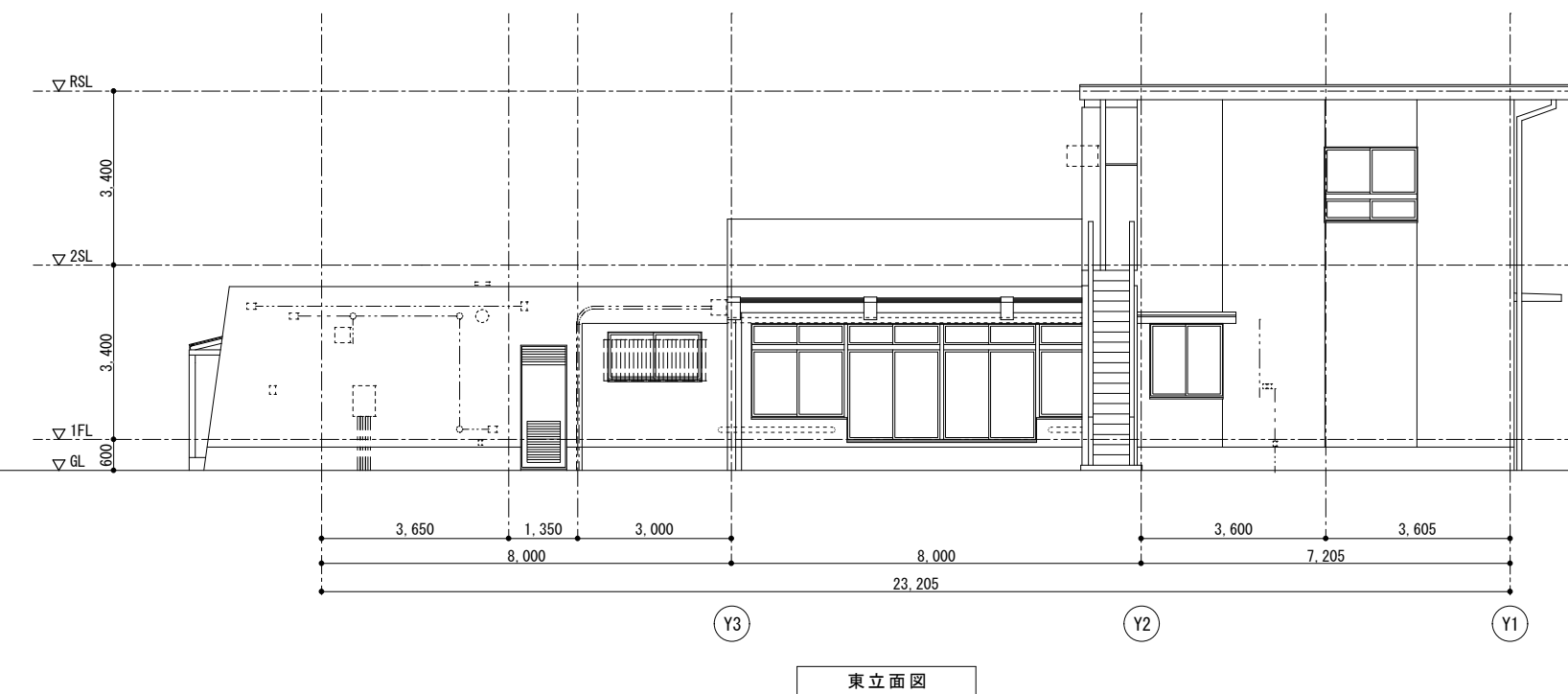
2階平面図


凡例	
	天井点検口新設を示す 450口 (1階 4カ所、2階 1カ所) 詳細な位置は打合せにより決定とする
	天井化粧石膏板 t=9.5 取外し再取付 (1階 5カ所) 詳細な位置は打合せにより決定とする

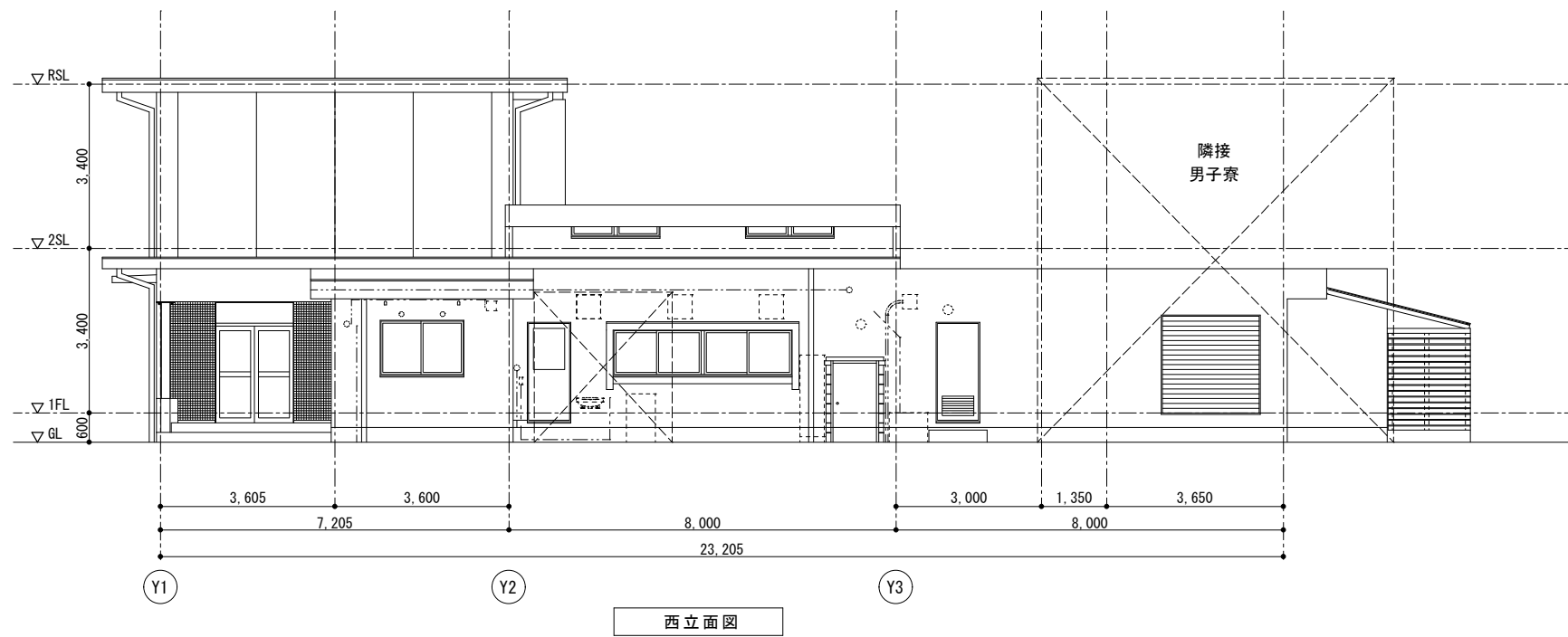



1階平面図

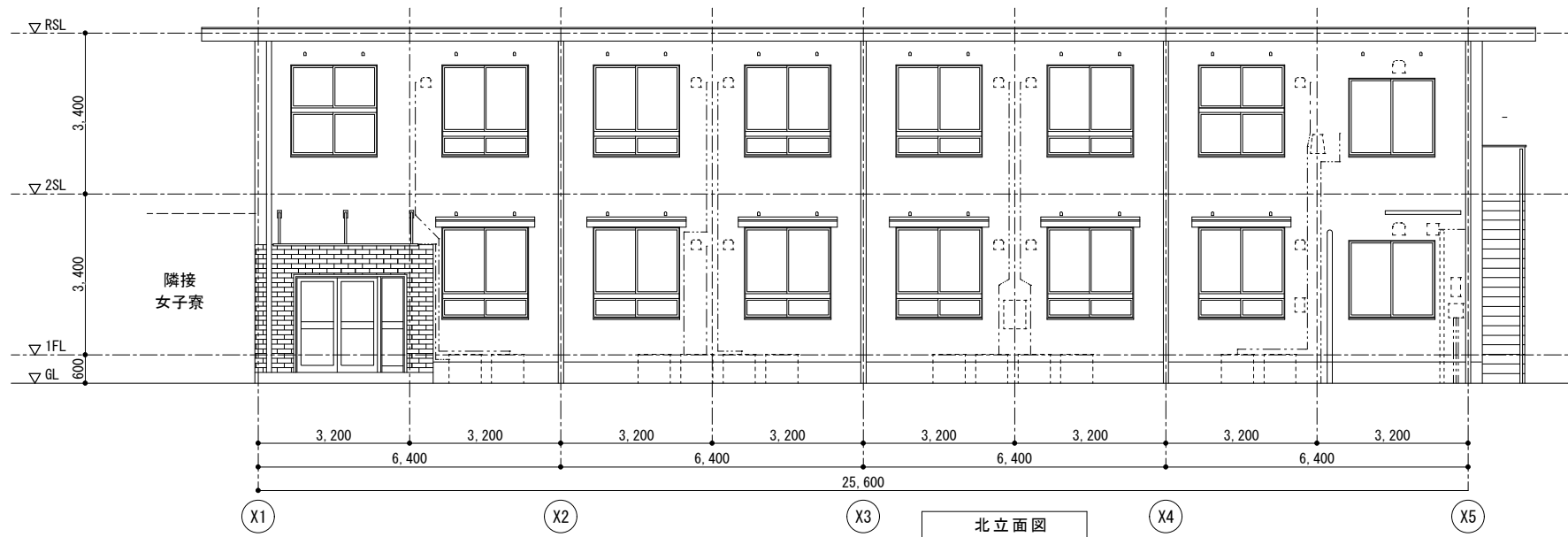
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3営繕 県立高等学校総合寄宿舎 (三好寮) 三・井川 内部改修工事建築	図面番号	B-12
	図名	男子寮 1階平面図 2階平面図	作図年度	2020
		縮尺	A3 1/141 A2 1/100	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



改修なし	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-13	 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
		図名	女子寮 立面図-1 (参考)	縮尺	A3 : 1/141 A2 : 1/100		



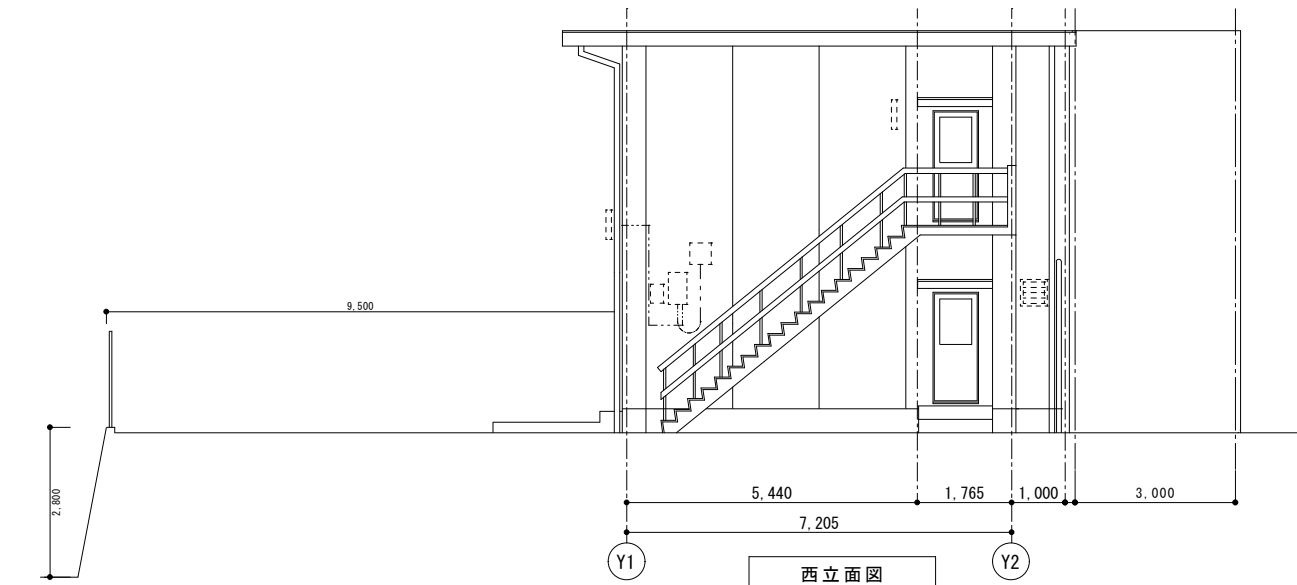
改修なし	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-14
		図名	女子寮 立面図-2（参考）	縮尺	A3 : 1/141 A2 : 1/100	作図年度
					 株式会社 上設計 <small>管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信</small> <small>〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966</small>	



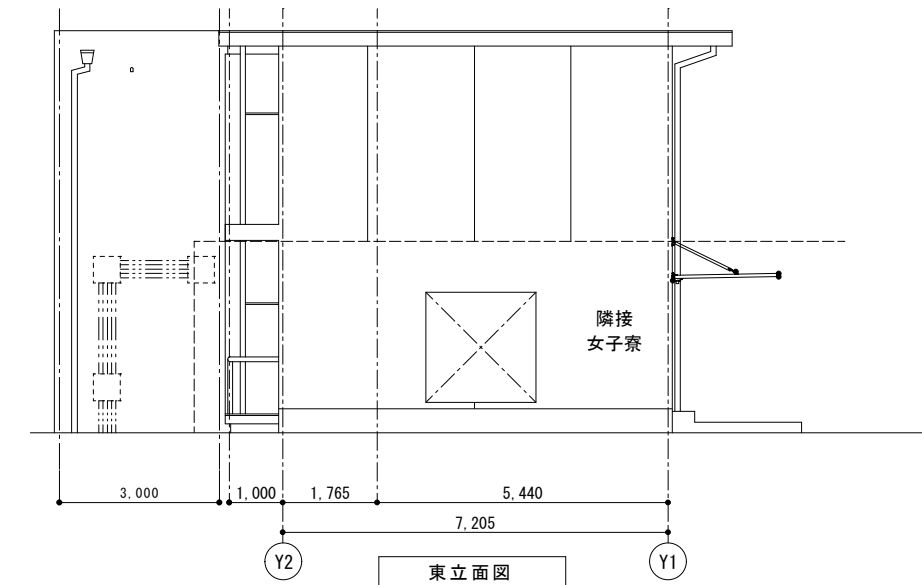
北立面図




南立面図

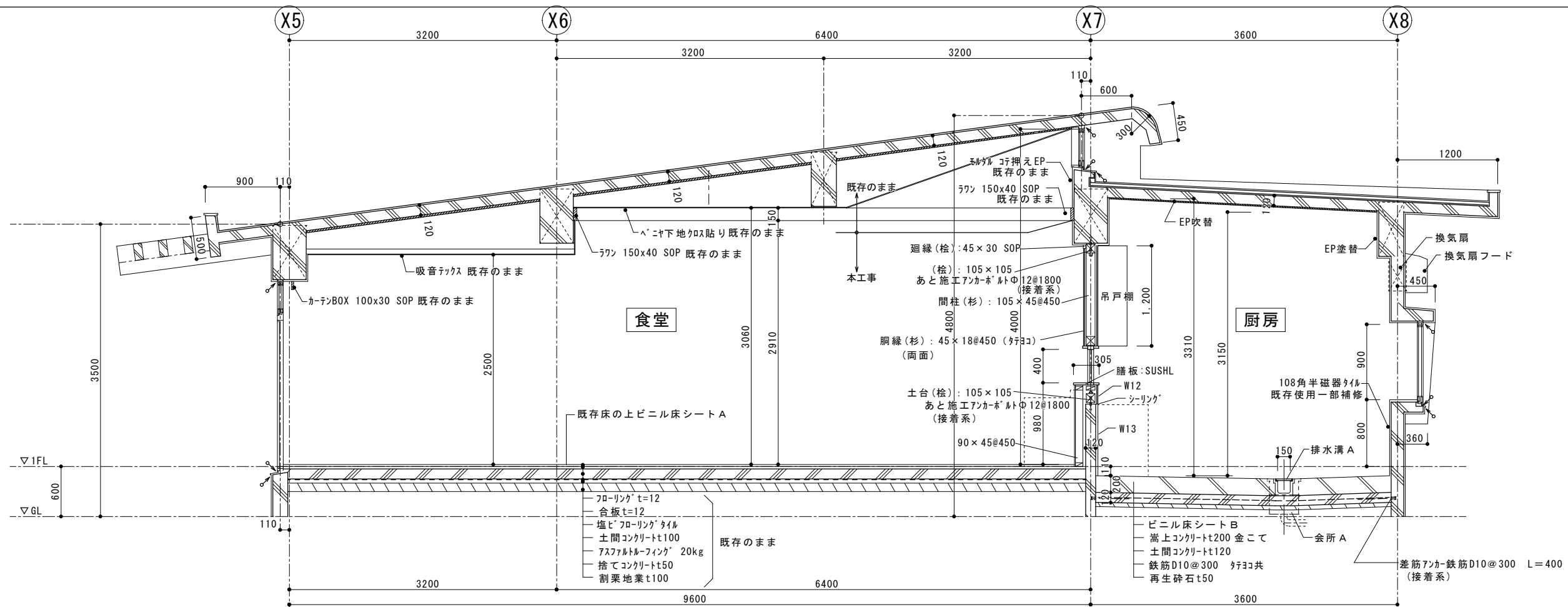


西立面図



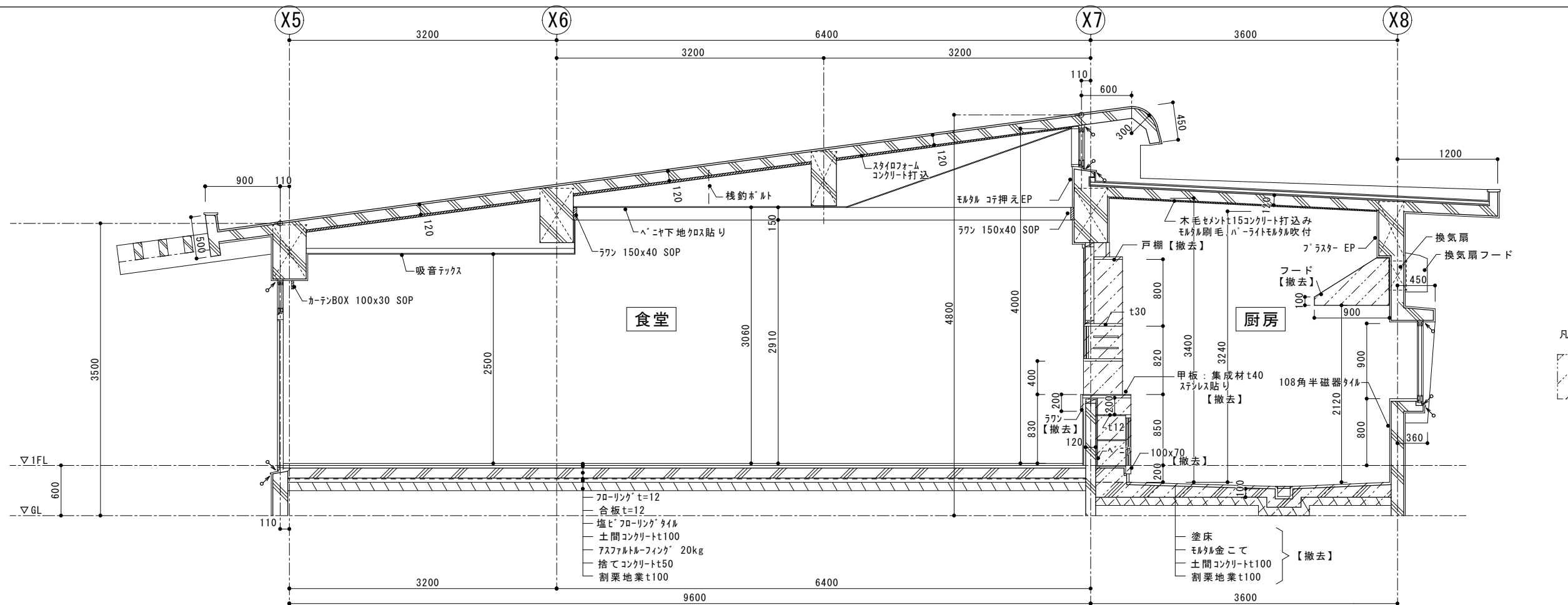
東立面図

改修なし	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-15
		図名	男子寮 立面図（参考）	縮尺	A3 : 1/141 A2 : 1/100	作図年度
					 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	





改修後

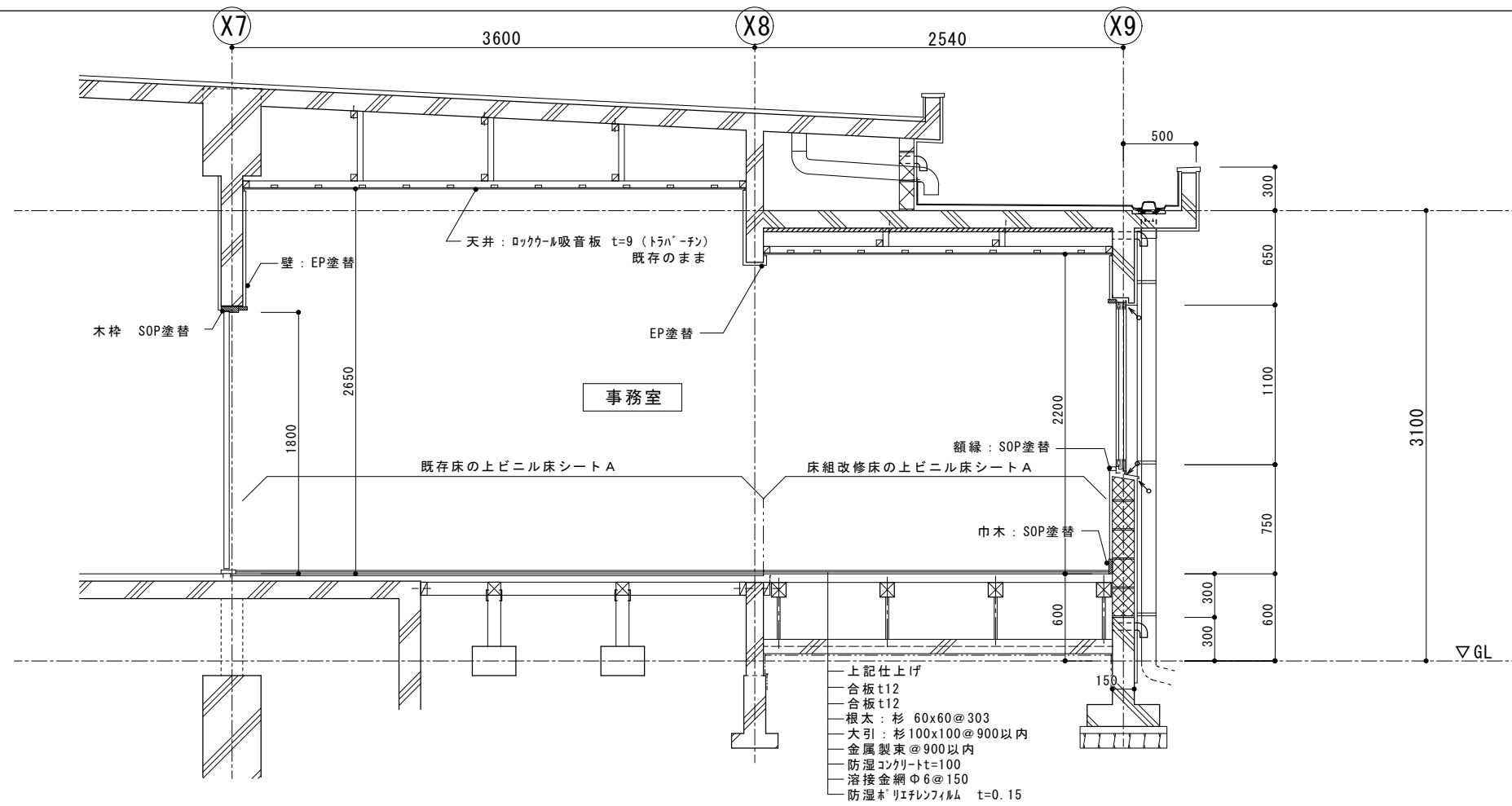
※壁記号等は、平面詳細図及び展開図参照のこと



改修前

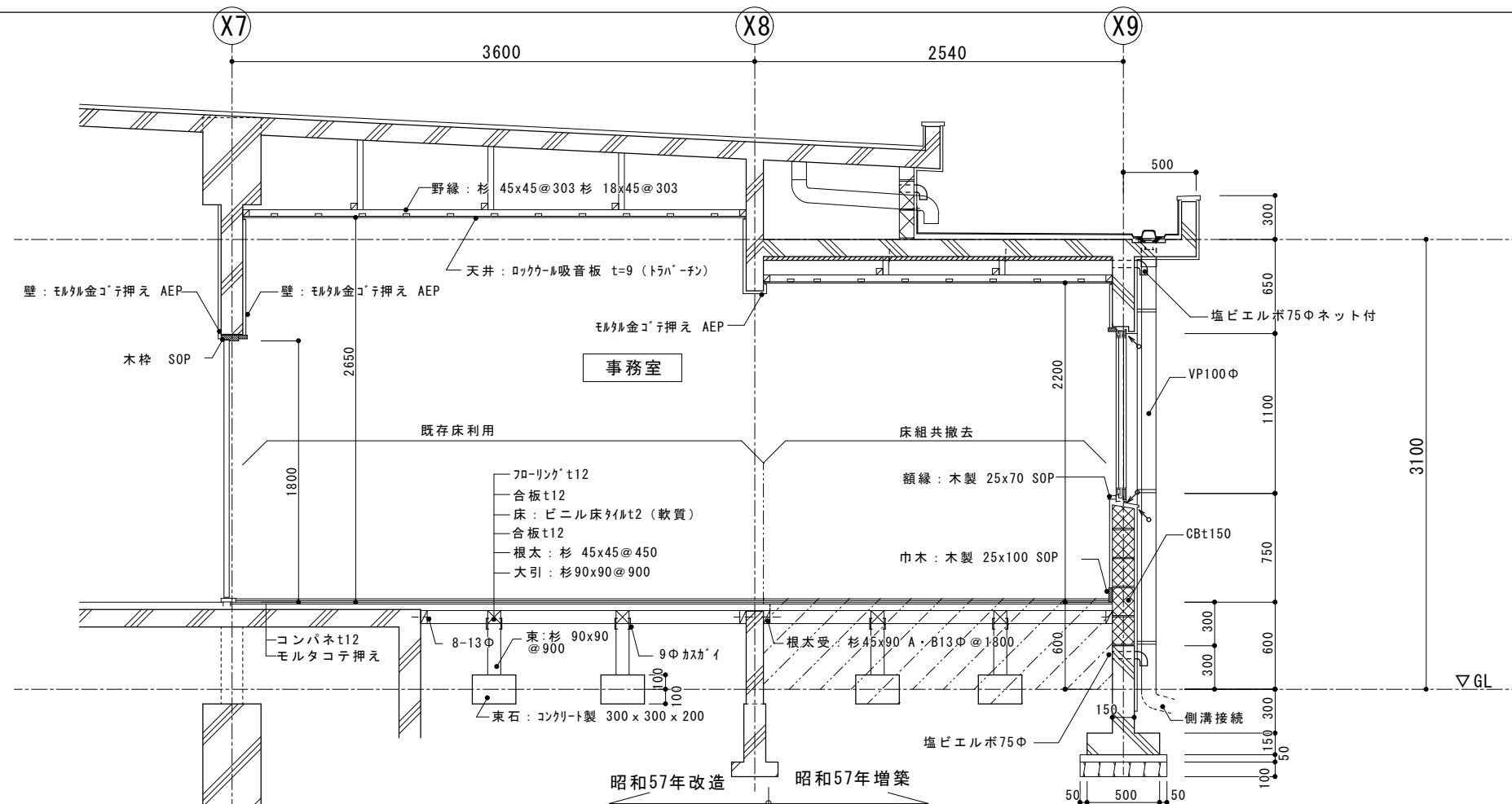
凡例
 撤去部分を示す

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎 (三好寮) 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-16	 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上村 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
	図名	女子寮 食堂・厨房 矩計図(改修前・改修後)		縮尺	A3 : 1/57 A2 : 1/40	
				作図年度	2020	



改修後

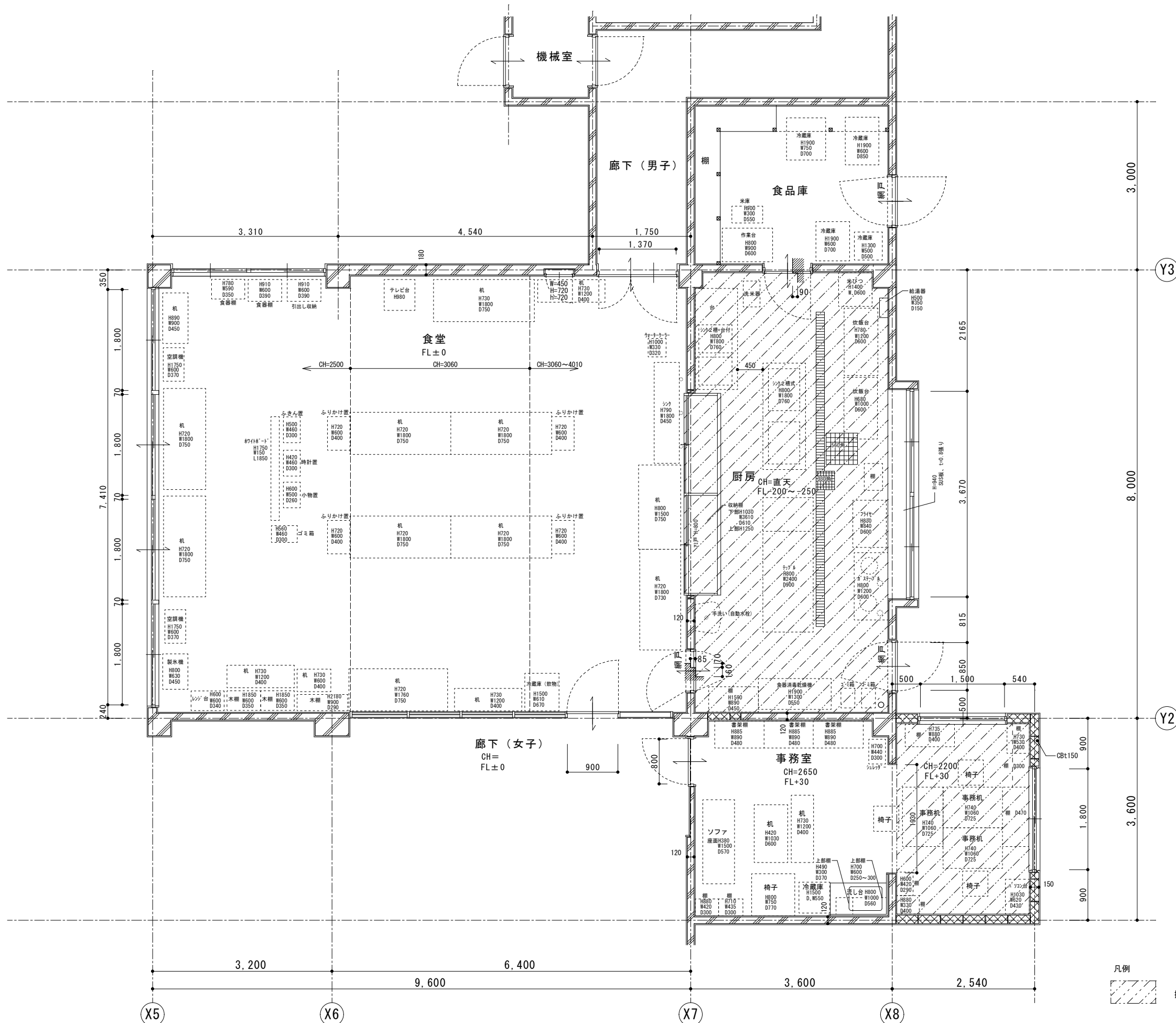
改修前



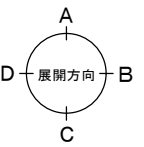
凡例

撤去部分を示す

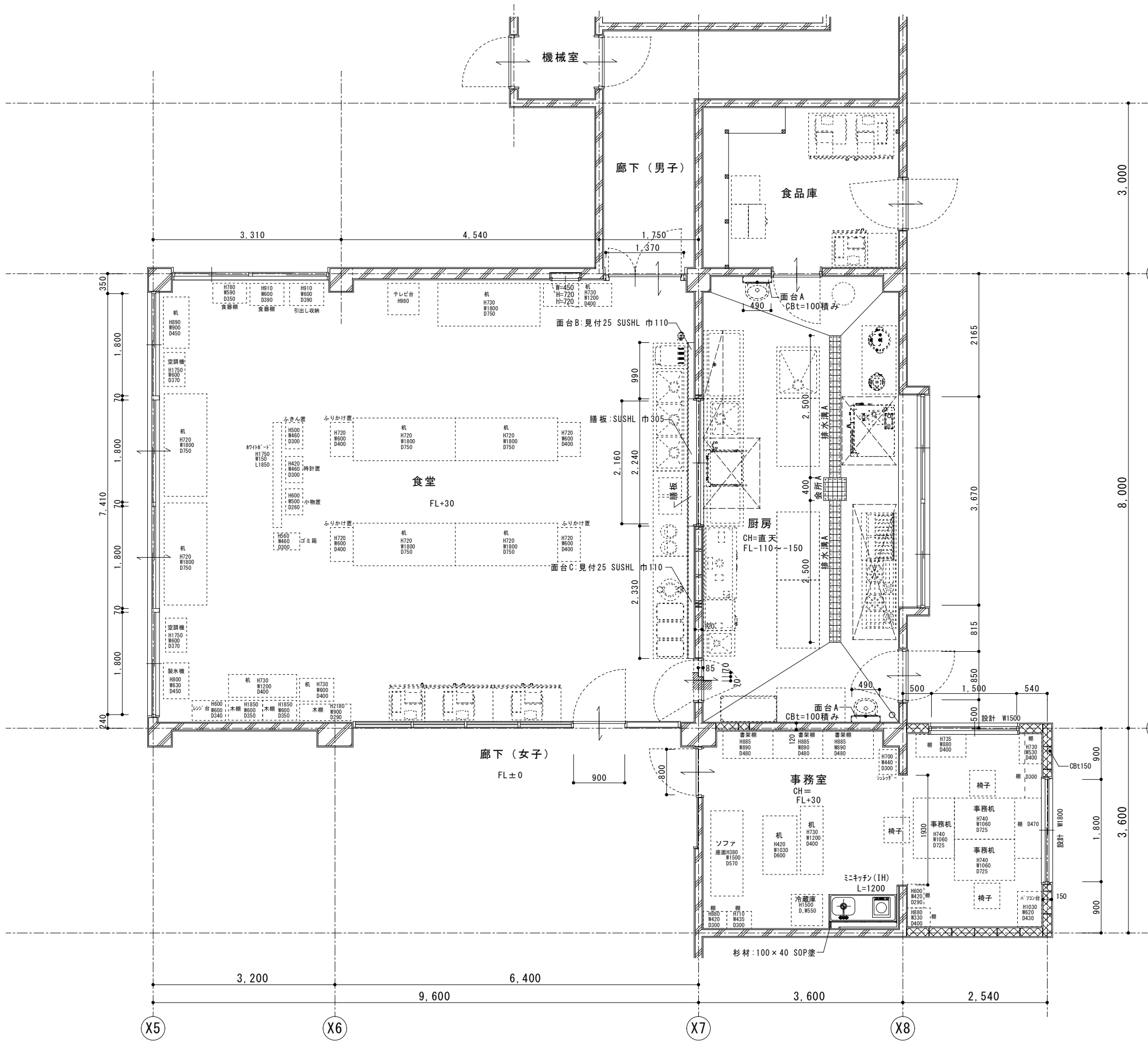
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎 (三好寮) 三・井川 内部改修工事建築	図面番号	B-17	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
	図名	女子寮 事務室 矩計図 (改修前・改修後)	縮尺	A3 : 1/43 A2 : 1/30	
			作図年度	2020	



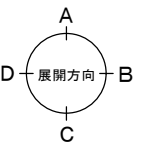
凡例
 撤去部分を示す



徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3営繕 県立高等学校総合寄宿舎(三好寮) 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-18
	図名	女子寮 厨房・事務所廻り 平面詳細図(改修前)	縮尺	A3 1/71 A2 1/50	作図年度 2020
				株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	

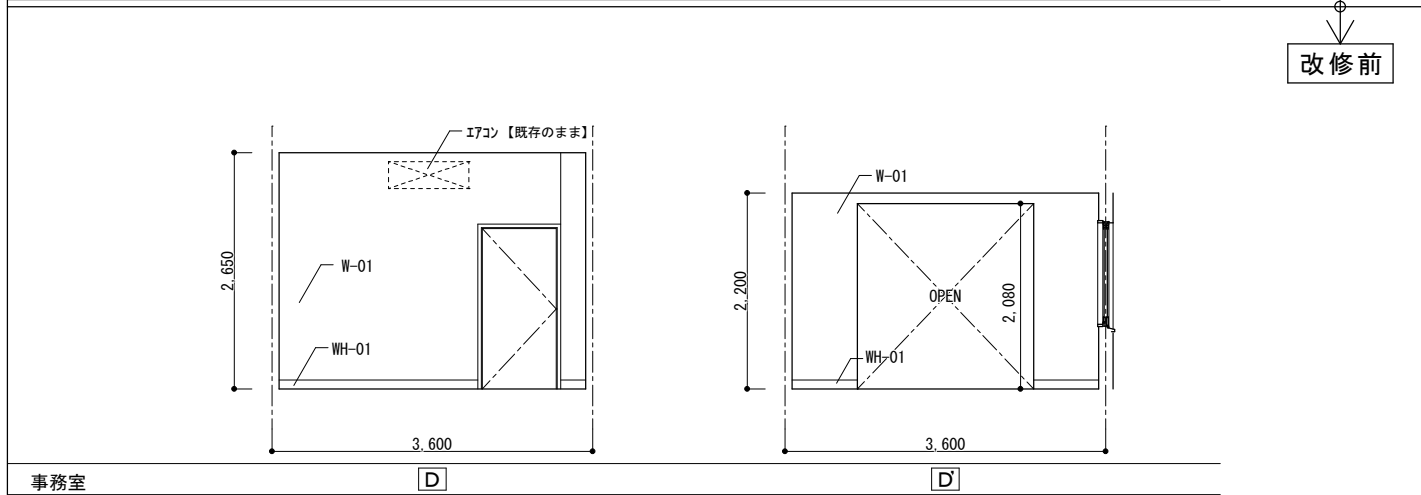
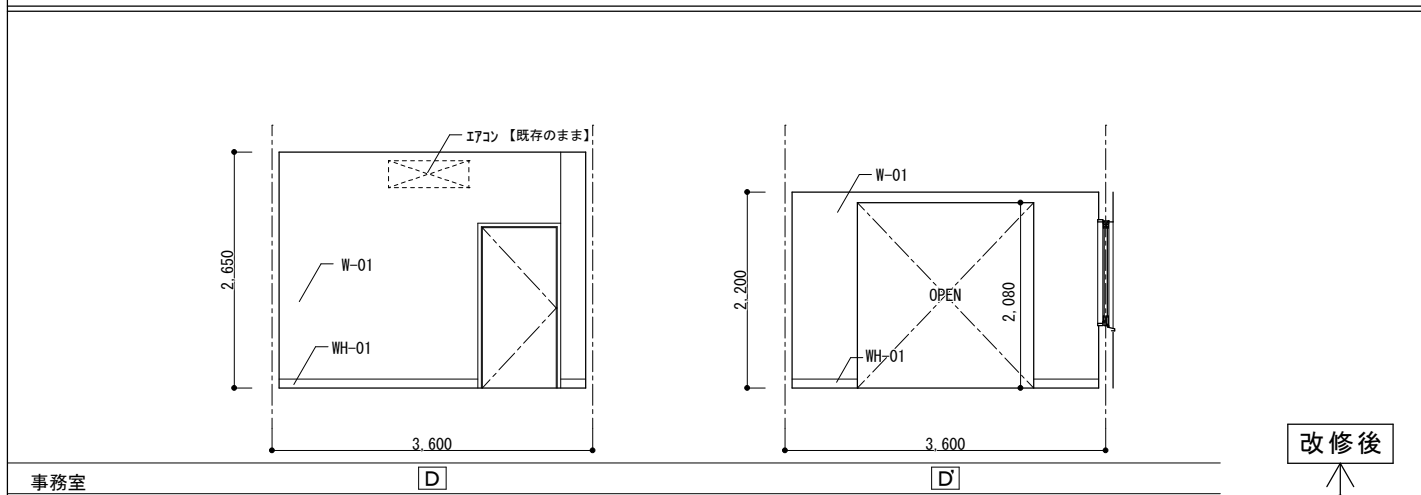
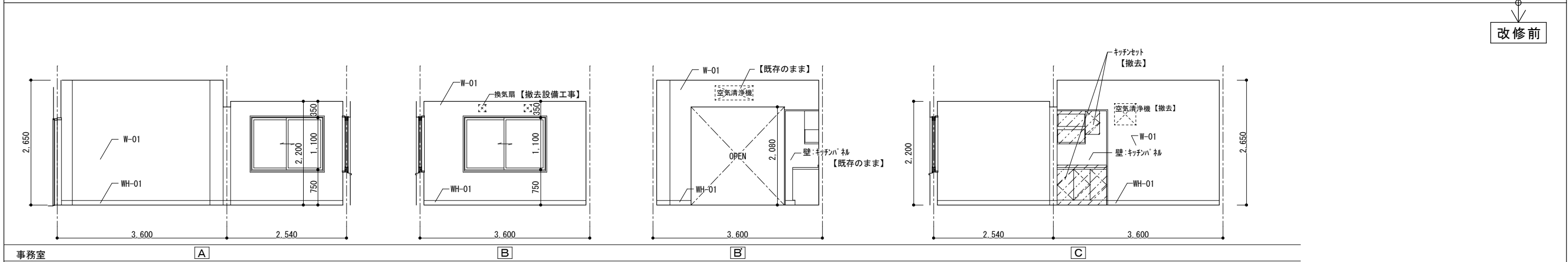
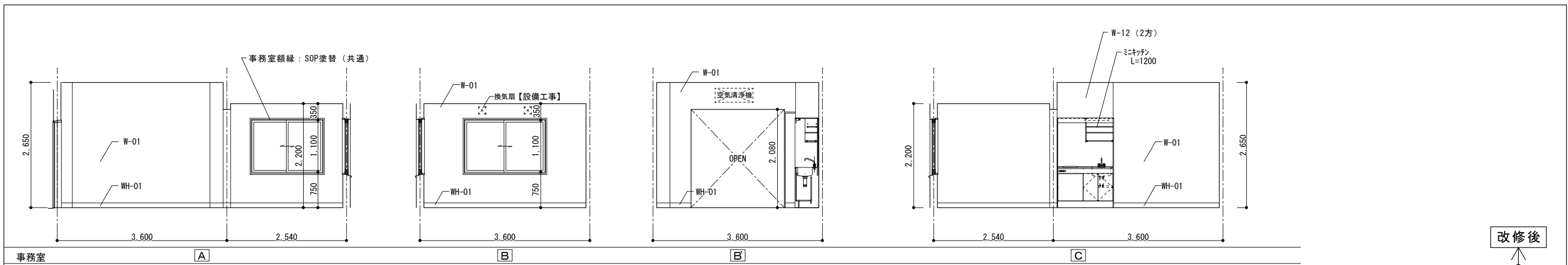


名称	仕様	か所数
面台A	SUS、HL t=1.5 L=510 D=110 見付25	2
面台B	SUS、HL t=1.5 L=990 D=110 見付25	1
面台C	SUS、HL t=1.5 L=2330 D=110 見付25	1
会所A	会所ケレーンク：SUS製細目ノスリフ 会所蓋ケレーンク400角 会所350角 SUS製完全排水集水樹（ハスケット・封水トラップ付）	1
排水溝A	排水ケレーンク：SUS製細目ノスリフ L=2500 ケレーンク巾=200 溝巾=150 溝：モルタル金コブ コー-R 水勾配 塗り床B	2



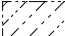
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-19
	図名	女子寮 厨房・事務所廻り 平面詳細図（改修後）	縮尺	A3 1/71 A2 1/50	作図年度 2020

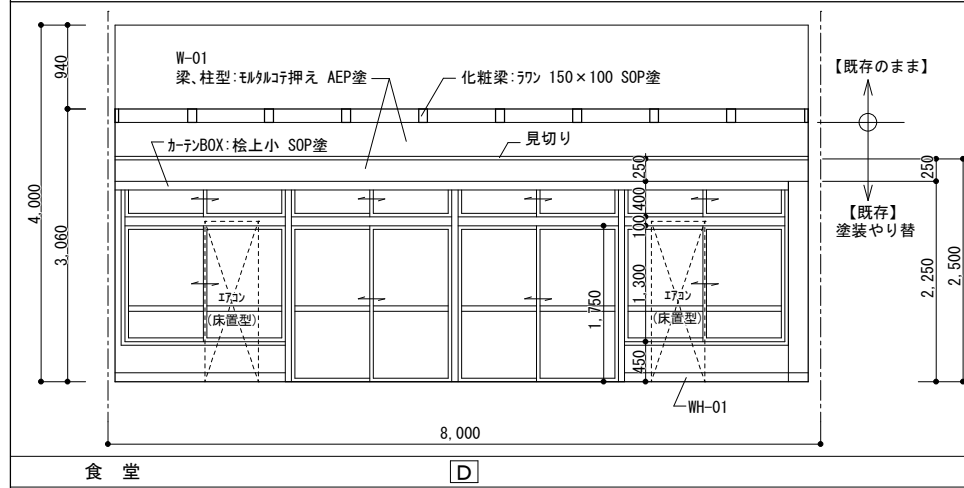
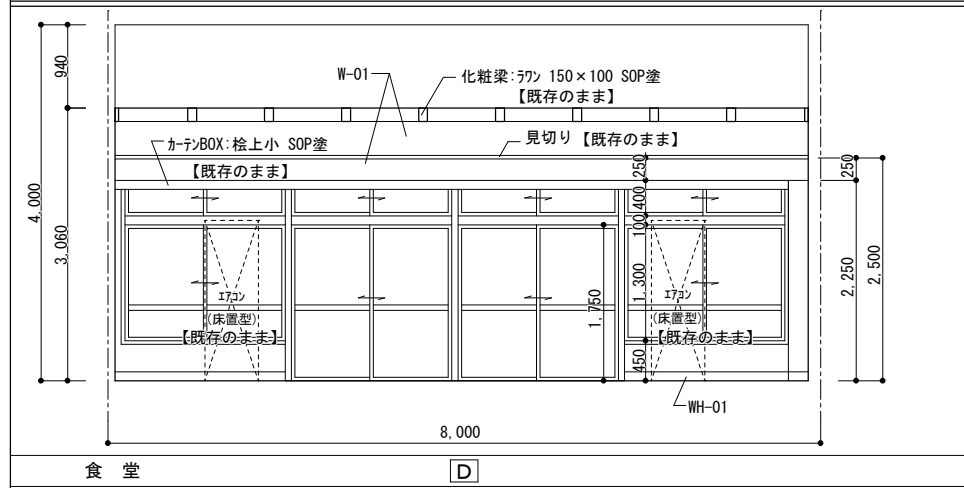
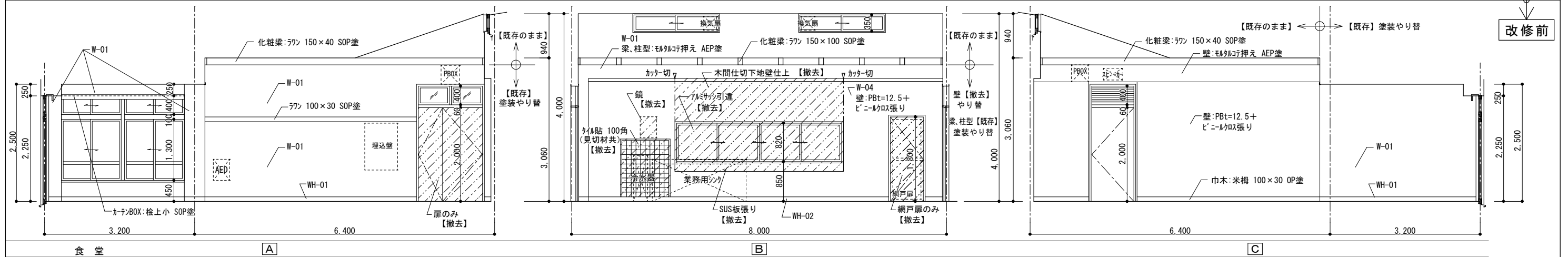
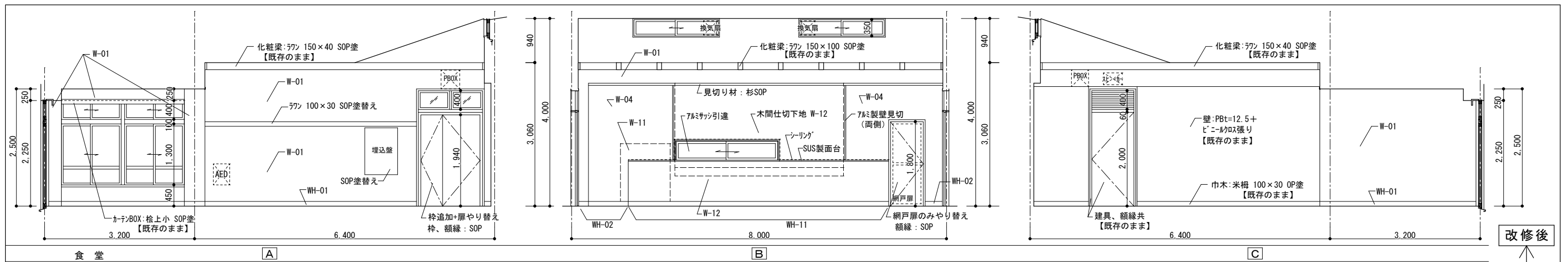
株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



仕上リスト

記号	部位	改修前	改修仕様
WH-01	巾木	木製 H=100 SOP塗	【既存】SOP塗替
WH-02	巾木	木製 H=100 SOP塗	【既存】壁ふかず部分以外 SOP塗替
WH-11	巾木	既存撤去部	合板t=12下地 マシン不燃化粧板t=3 ソフト巾木 H=100
W-01	壁	珪藻土金こてEP	【既存】EP塗替
W-02	壁	プラスチックこてEP	【既存】EP塗替
W-03	腰壁	108角タイル	【既存】美装
W-04	壁	PBt=12.5【撤去】 +ビニール吸張り【撤去】	PBt=12.5【やり替え】 +ビニール吸張り【やり替え】
W-11	壁	既存撤去部	珪藻土金こてEP
W-12	壁	既存撤去部	合板t=12下地 マシン不燃化粧板t=3
W-13	腰壁	既存撤去部	タイル下モルタル+100角タイル

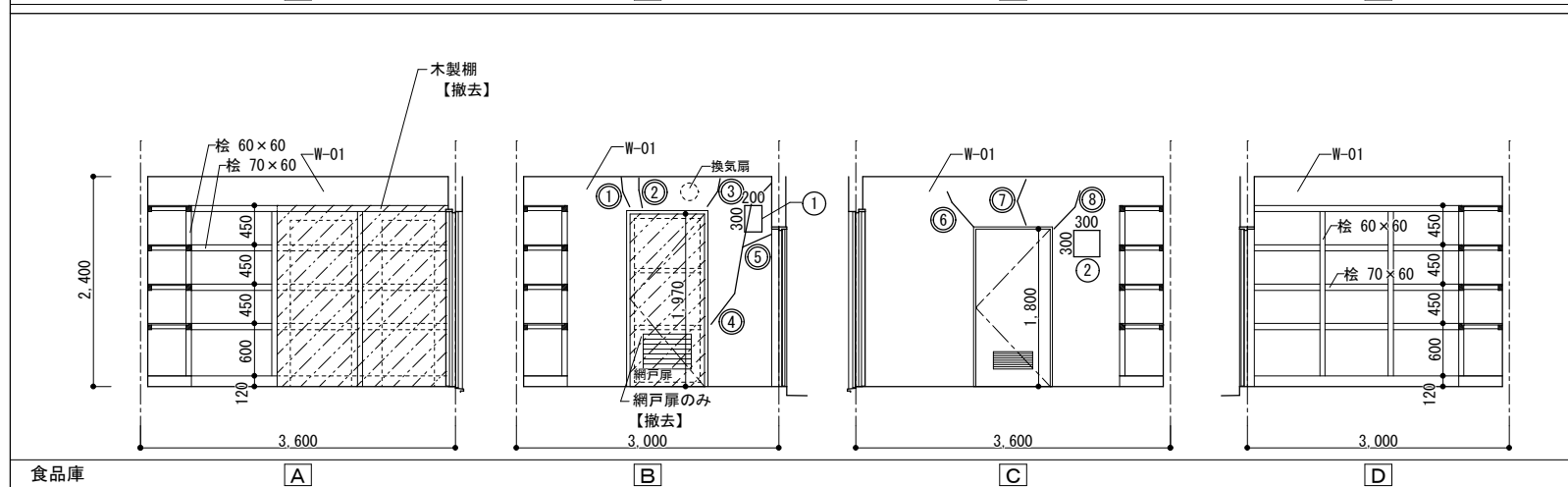
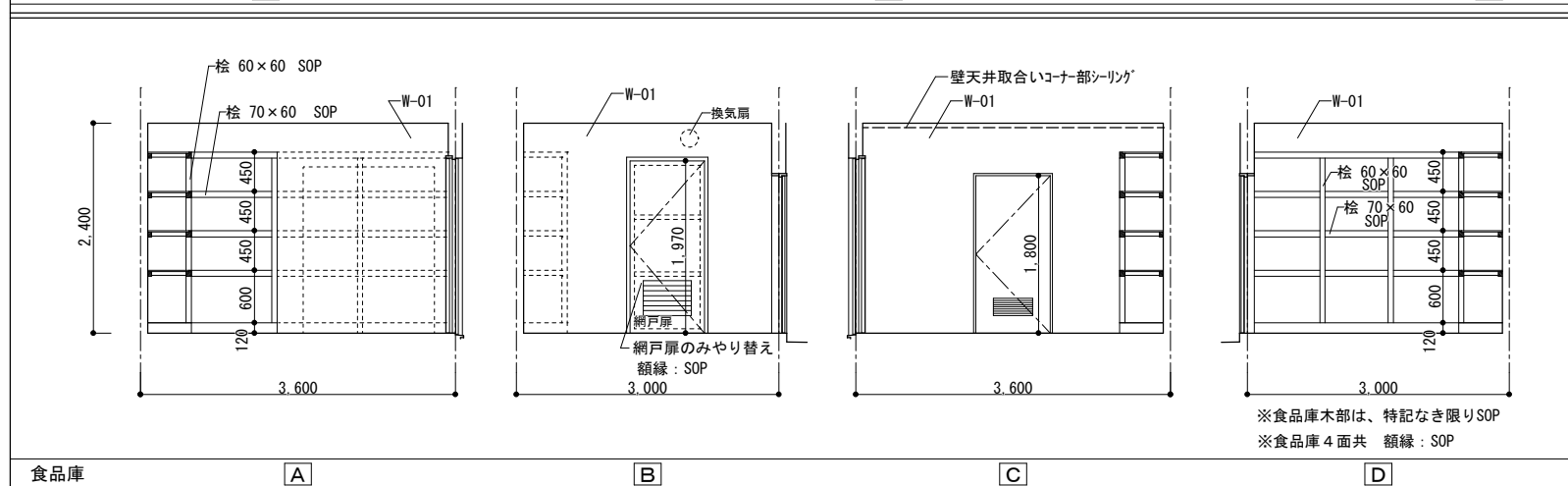
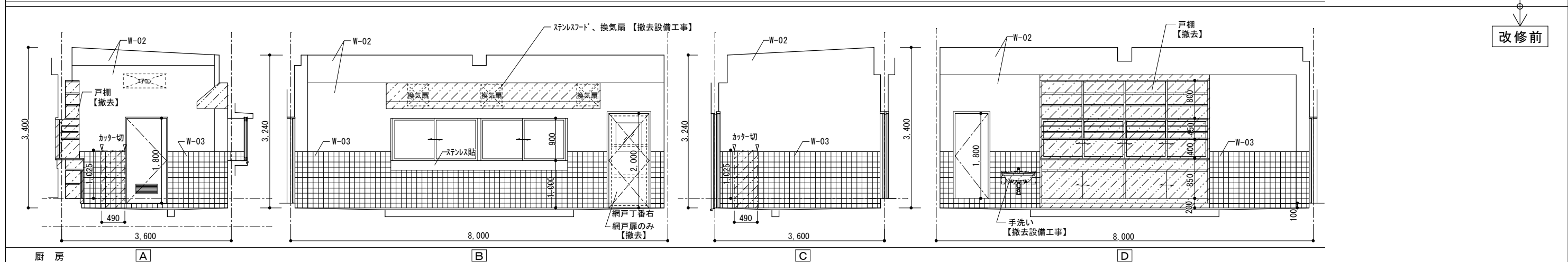
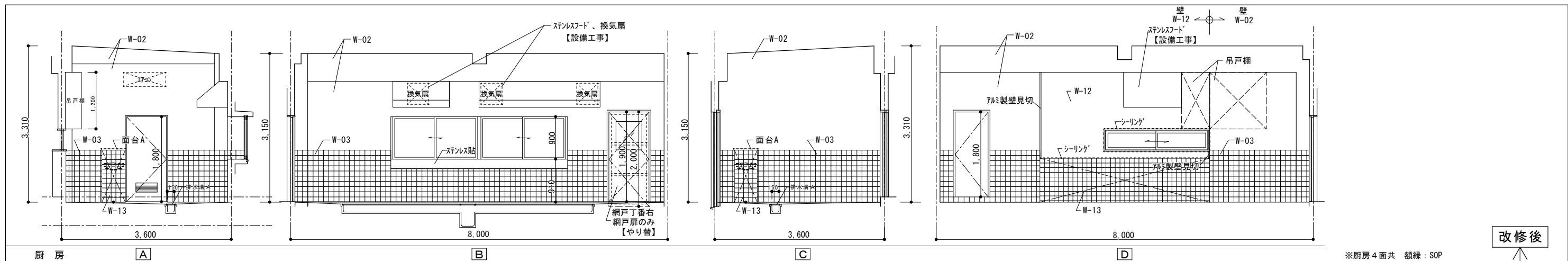
凡例
 【既存】 : 既存使用を示す
 【撤去】 : 撤去処分を示す
 【既存のまま】 : 既存のままを示す
 撤去部分を示す



仕上リスト

記号	部位	改修前	改修仕様
WH-01	巾木	木製 H=100 SOP塗	【既存】 SOP塗替
WH-02	巾木	木製 H=100 SOP塗	【既存】 壁ふかず部分以外 SOP塗替
WH-11	巾木	既存撤去部	合板t=12下地 マシン不燃化粧板t=3 ソフト巾木 H=100
W-01	壁	珞珞金こてEP	【既存】 EP塗替
W-02	壁	珞珞金こてEP	【既存】 EP塗替
W-03	腰壁	108角タイル	【既存】 美装
W-04	壁	PBt=12.5【撤去】 +ビニルクロス張り【撤去】	PBt=12.5【やり替え】 +ビニルクロス張り【やり替え】
W-11	壁	既存撤去部	珞珞金こてEP
W-12	壁	既存撤去部	合板t=12下地 マシン不燃化粧板t=3
W-13	腰壁	既存撤去部	タイル下珞珞+100角タイル

凡例
 【既存】 : 既存使用を示す
 【撤去】 : 撤去処分を示す
 【既存のまま】 : 既存のままを示す
 [斜線] : 撤去部分を示す



仕上リスト

記号	部位	改修前	改修仕様
WH-01	巾木	木製 H=100 SOP塗	【既存】SOP塗替
WH-02	巾木	木製 H=100 SOP塗	【既存】壁ふかず部分以外 SOP塗替
WH-11	巾木	既存撤去部	合板t=12下地 フォミン不燃化粧板t=3 ソフト巾木 H=100
W-01	壁	モルタル金こてEP	【既存】EP塗替
W-02	壁	プラスチック金こてEP	【既存】EP塗替
W-03	腰壁	108角タイル	【既存】美装
W-04	壁	PBt=12.5【撤去】 +ビニルクロス張り【撤去】	PBt=12.5【やり替え】 +ビニルクロス張り【やり替え】
W-11	壁	既存撤去部	モルタル金こてEP
W-12	壁	既存撤去部	合板t=12下地 フォミン不燃化粧板t=3
W-13	腰壁	既存撤去部	タイル下モルタル+100角タイル

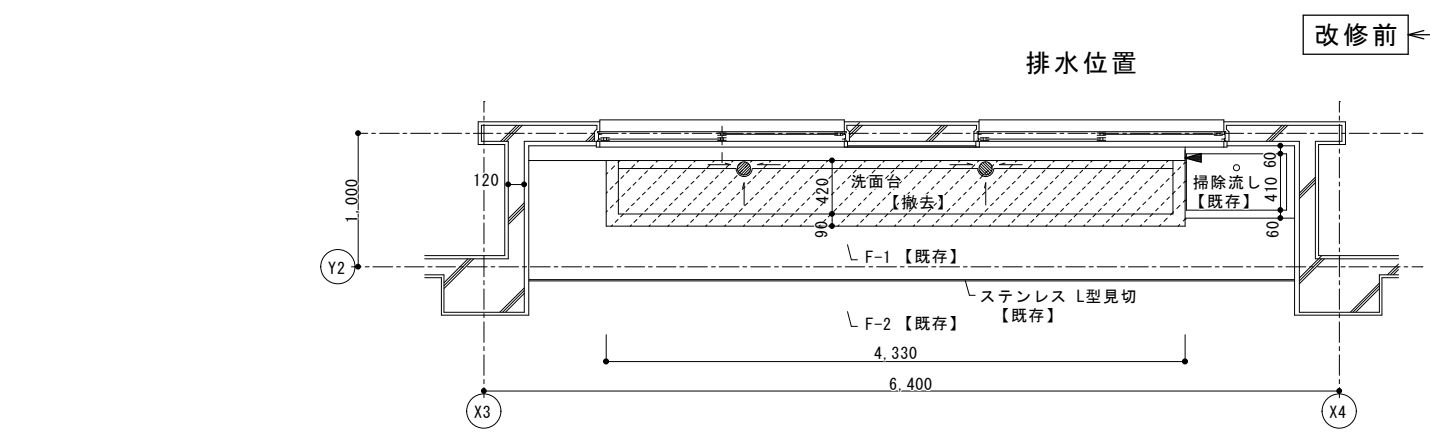
凡例
 【既存】 : 既存使用を示す
 【撤去】 : 撤去処分を示す
 【既存のまま】 : 既存のままを示す
 撤去部分を示す

(食品庫内壁:モルタル押え AEP面)
 本工事の前に調査した内壁のひび割れ数量
 番号に○印で表記(展開図)

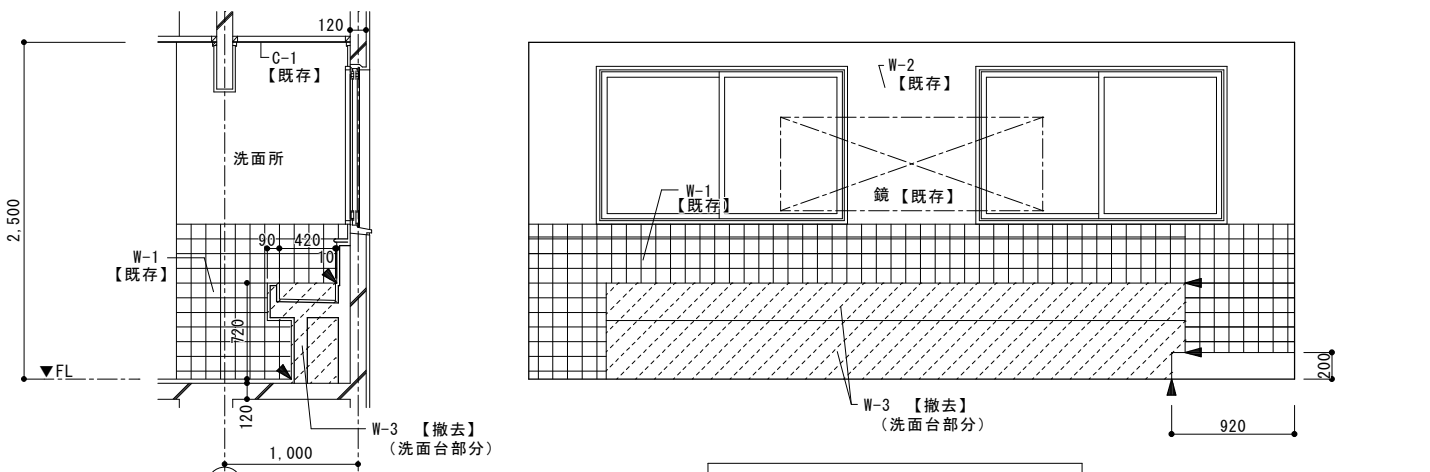
女子寮食品庫	面	No	球*樹脂注入工法(ひび割れ部) 0.2以上1.0mm未満	
			長さ(m)	
B		1	0.510	
		2	0.460	
		3	0.490	
		4	1.100	
C		5	0.560	
		6	0.400	
		7	0.700	
		8	0.500	
合計			4.720	

(食品庫内壁:モルタル押え AEP面)
 本工事の前に調査した内壁の浮き部数量
 番号に○印で表記(展開図)

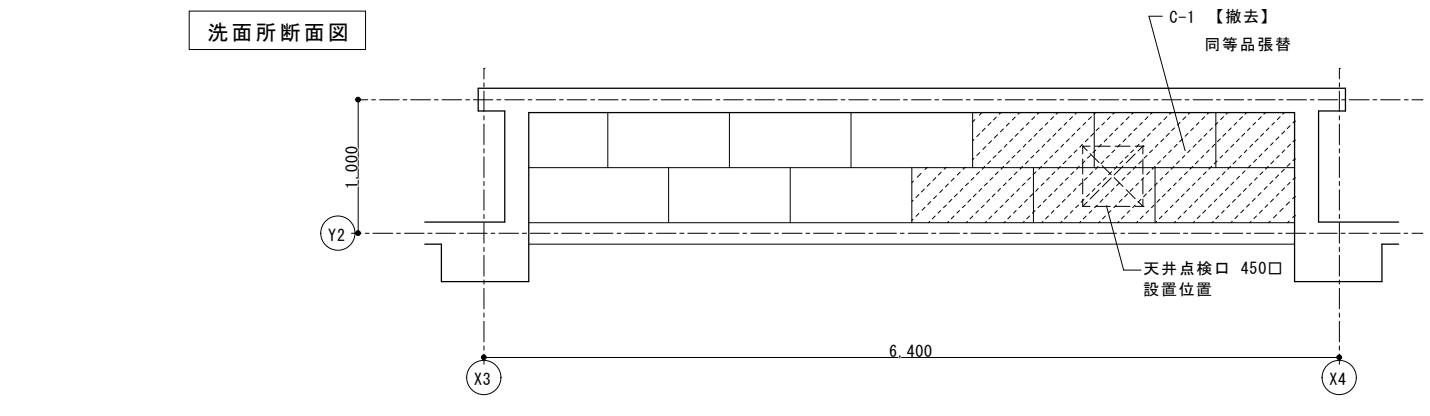
女子寮食品庫	面	No	注入口カバー*コンクリート部分*樹脂注入工法(浮き部) 0.25m未満		
			W(m)	H(m)	面積(m ²)
B		1	0.200	0.300	0.060
		2	0.300	0.300	0.090
合計					2箇所



1階・2階 洗面所平面詳細図



1階・2階 洗面所展開図

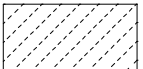


洗面所断面図

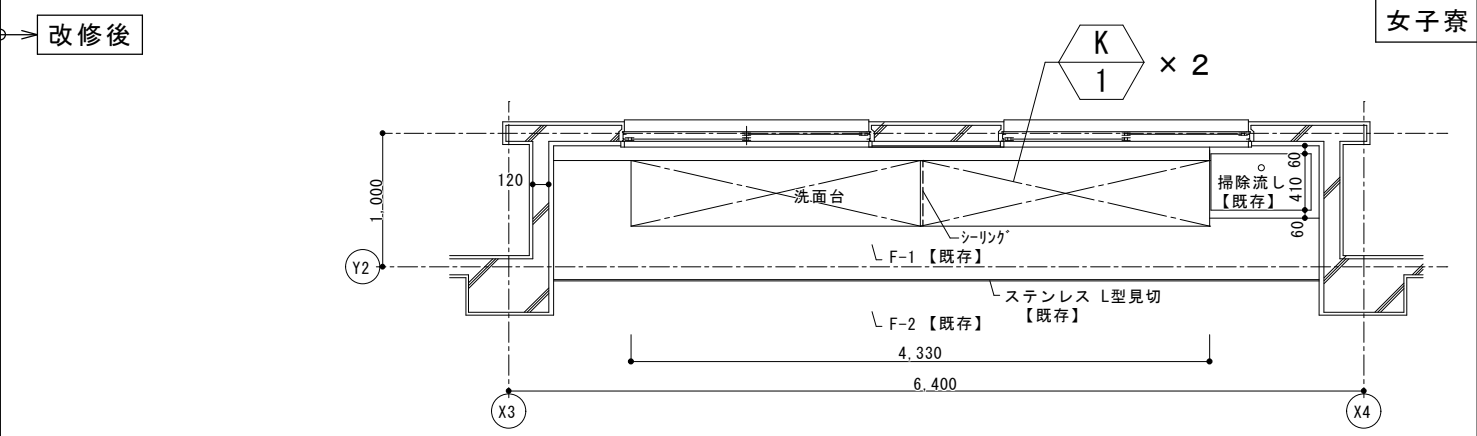


1階 洗面所天井伏図

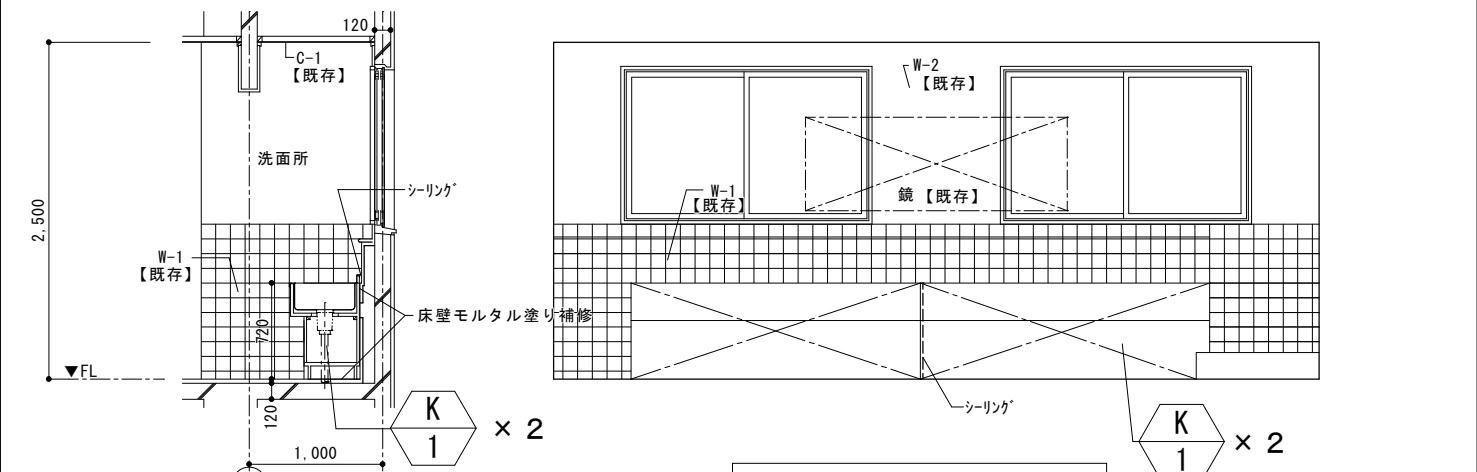
図中の表記について
 【既存】は、既存のままを示す。
 【撤去】は、撤去を示す。
 ◀ は、カッター切を示す。

凡例
 撤去範囲を示す。

	改修前	改修仕様
F-1	モザイクタイル	【既存】
F-2	長尺塩ビシート	【既存】
W-1	108角タイル	【既存】
W-2	モルタル金こてEP	【既存】
W-3	洗面台：RC製モルタル金こて	【撤去】 床壁取合い撤去部分モルタル塗り補修
C-1	化粧石膏ボード	図示部分のみ【撤去】
C-2	モルタル金こてEP	【既存】



1階・2階 洗面所平面詳細図

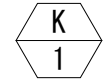
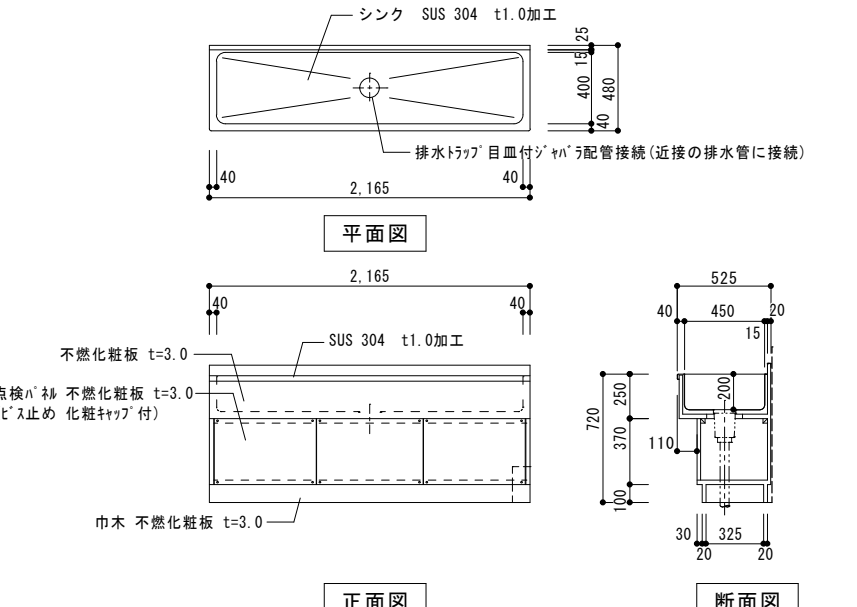


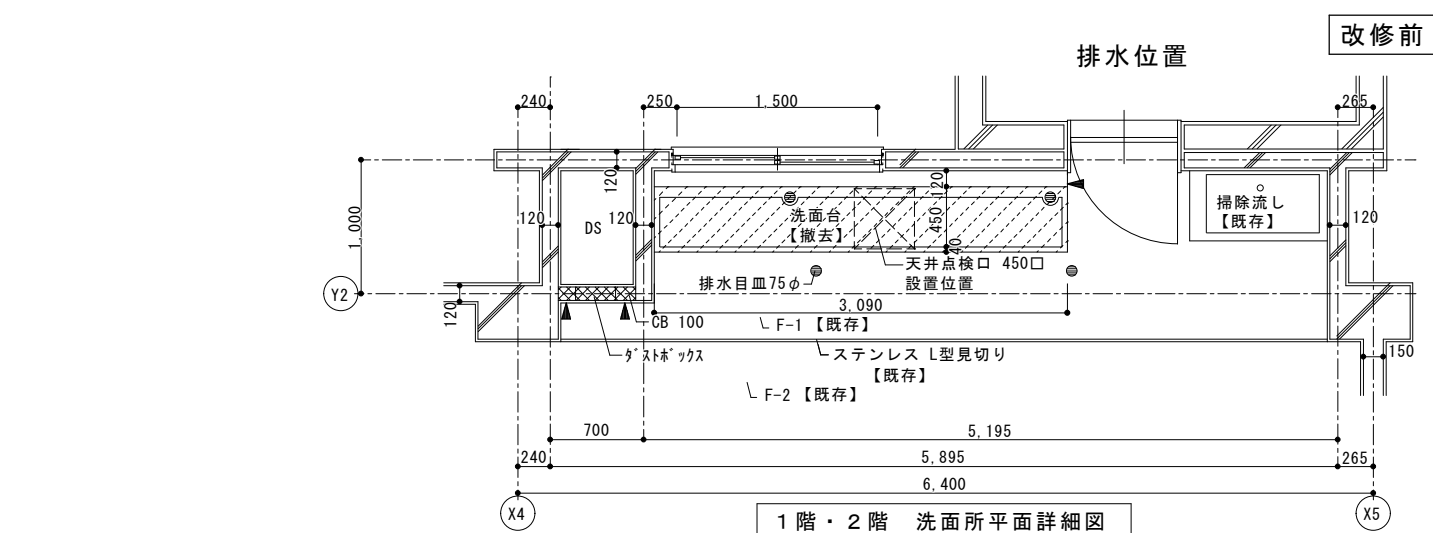
1階・2階 洗面所展開図



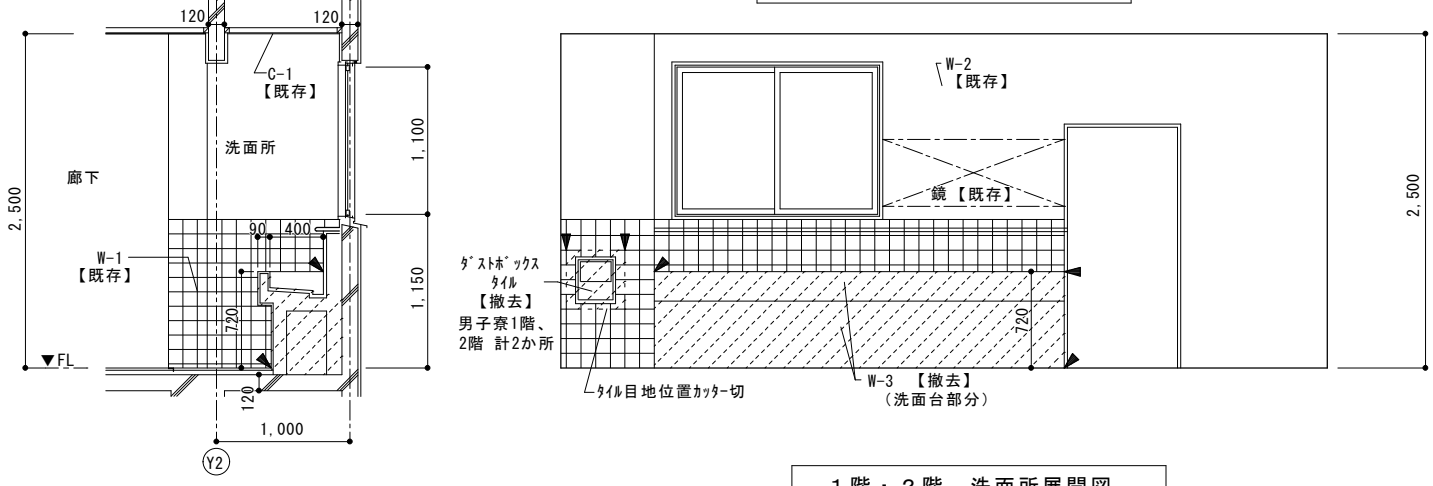
洗面所断面図

家具詳細図

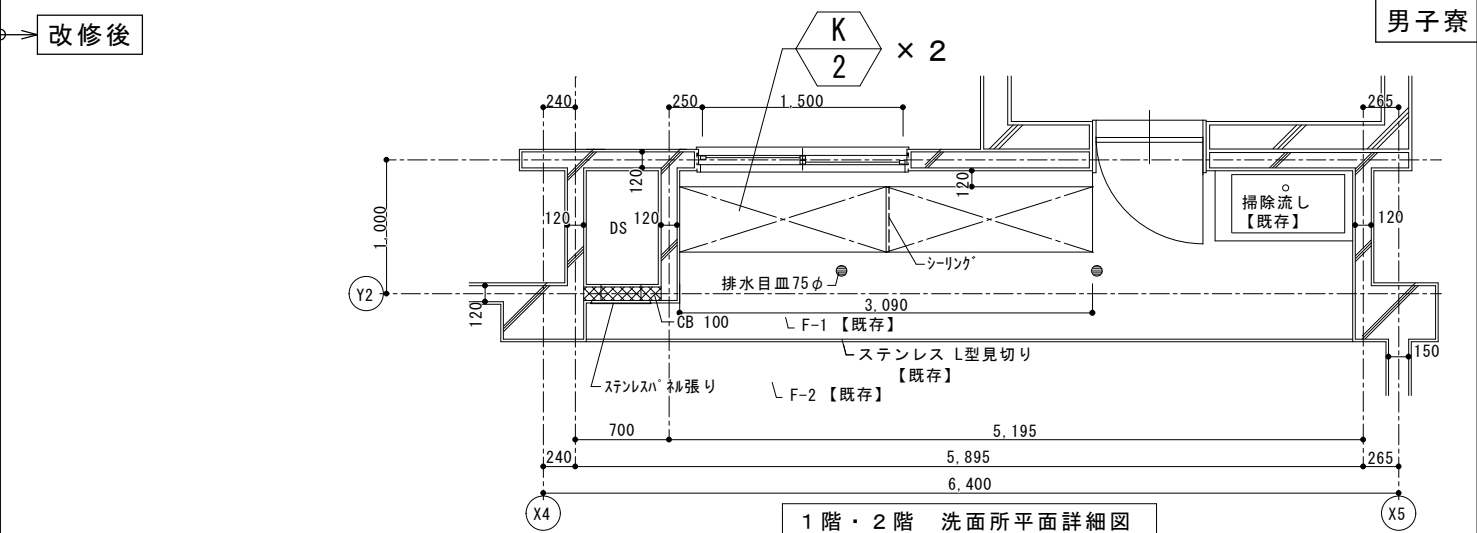
記号・名称・か所数		ステンレス洗面台	K-1:4か所
仕上	見掛け：不燃化粧板 t=3.0、SUS 304 t=1.0 加工 耐水合板フラッシュ構造 洗面台 仕上げ SUS 304 t=1.0 加工 内部：金物：		
形状			



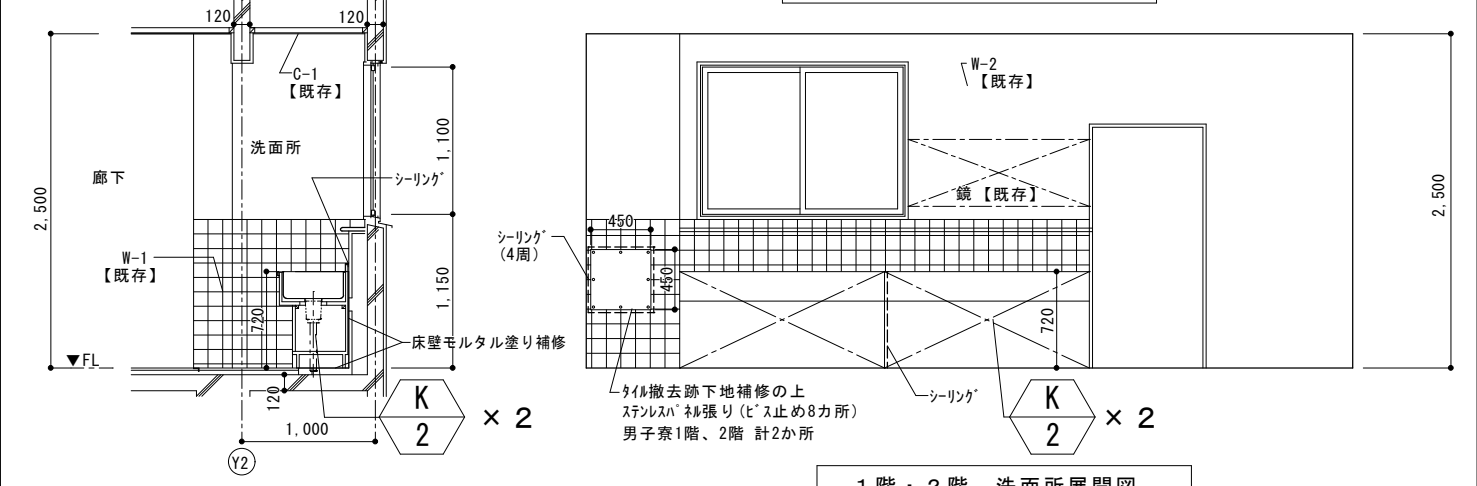
1階・2階 洗面所平面詳細図



1階・2階 洗面所展開図



1階・2階 洗面所平面詳細図

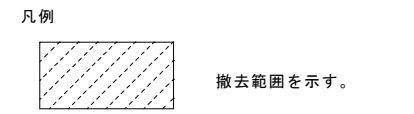


1階・2階 洗面所展開図

図中の表記について

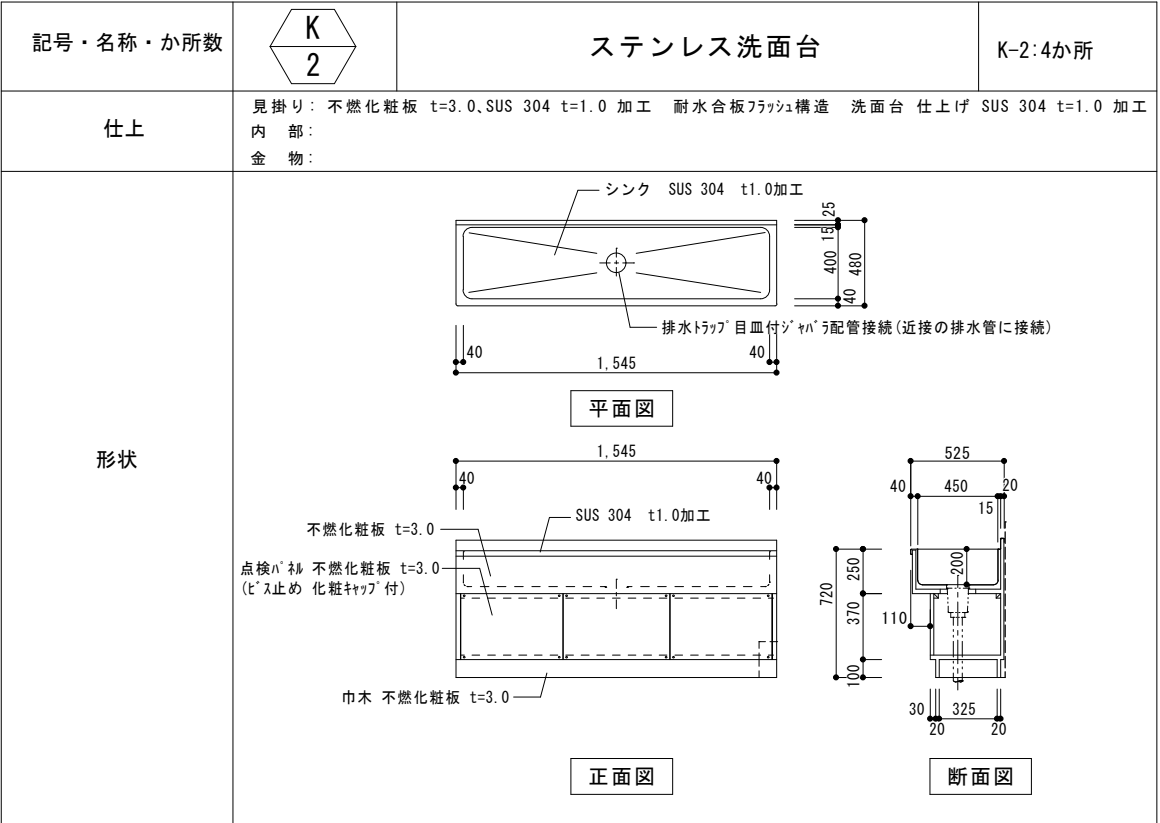
【既存】 は、既存のままを示す。

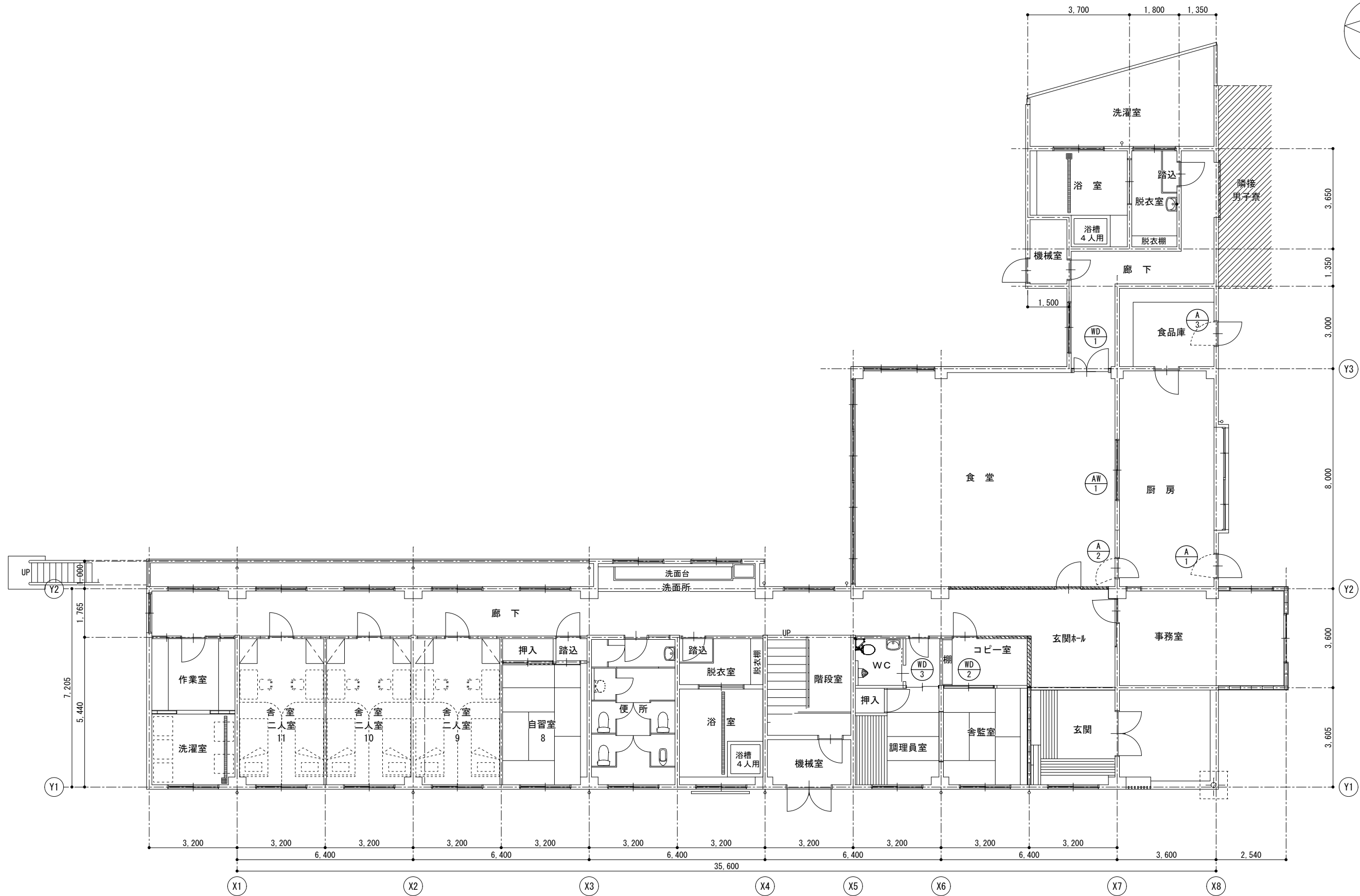
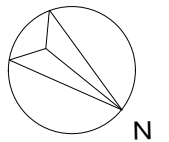
【撤去】 は、撤去を示す。



	改修前	改修仕様
F-1	モザイクタイル	【既存】
F-2	長尺塩ビシート	【既存】
W-1	108角タイル	【既存】
W-2	モルタル金こてEP	【既存】
W-3	洗面台：RC製モルタル金こて	【撤去】 床壁取合い撤去部分モルタル塗り補修
C-1	化粧石膏ボード	【既存】
C-2	モルタル金こてEP	【既存】

家具詳細図



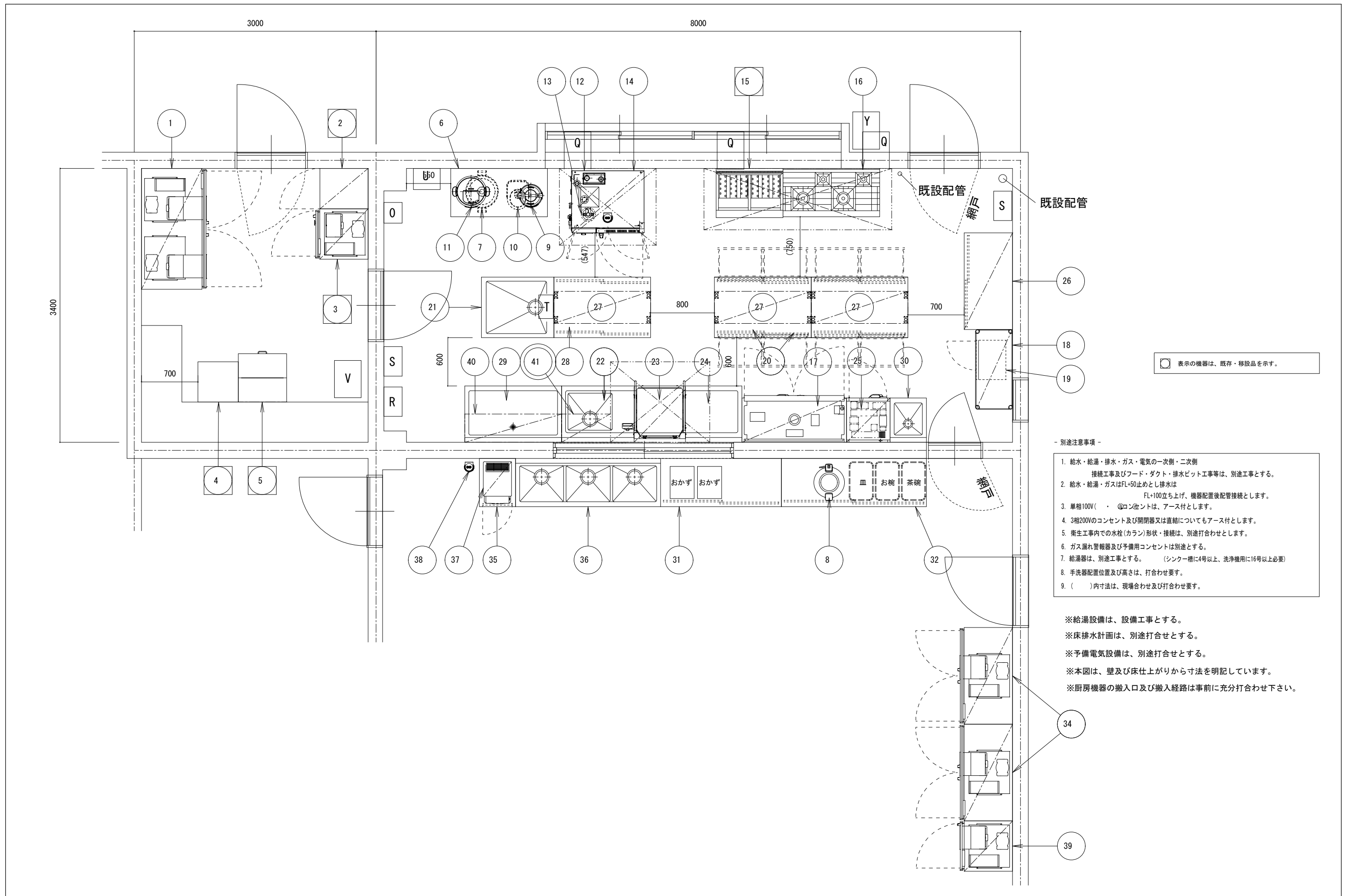


1階内部建具配置図

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-25	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
	図名	女子寮 1階内部建具配置図	縮尺	A3 : 1/141 A2 : 1/100		

記号	Ⓐ 1	Ⓐ 1	Ⓐ 2	Ⓐ 2	Ⓐ 3	Ⓐ 3
室名	1階 厨房	1階 厨房	1階 食堂	1階 食堂	1階 食品庫	1階 食品庫
形状						
型式	片開き7mm製網戸	片開き7mm製網戸	片開き7mm製網戸	片開き7mm製網戸	片開き7mm製網戸	片開き7mm製網戸
ヶ廻数	1	1	1	1	1	1
仕上	扉：7mmシルハ-	扉：7mmシルハ-	扉：7mmシルハ-	扉：7mmシルハ-	扉：7mmシルハ-	扉：7mmシルハ-
見込						
硝子						
金物	ステンレス番、取手、キャッチ	ステンレス番、取手、キャッチ	ステンレス番、取手、キャッチ	ステンレス番、取手、キャッチ	ステンレス番、取手、キャッチ	ステンレス番、取手、キャッチ
今回工事内容	網戸扉【撤去】	網戸扉【取替え】	網戸扉【撤去】	網戸扉【取替え、下部調整】	網戸扉【撤去】	網戸扉【取替え】
記号	AW 1	AW 1	WD 1	WD 1	WD 2	WD 2
室名	1階 食堂	1階 食堂	1階 食堂	1階 食堂	1階 舎監室	1階 舎監室
形状						
型式	7mm製引違い窓	7mm製引違い窓、両引き7mmイオン網戸付	木製Fix欄間付親子両開きド7	木製親子両開きド7	引違い腰付硝子戸	中抜 引違いフラッシュド7
ヶ廻数	1	1	1	1	1	1
仕上	7mmカラー 額縁：7mm	7mmカラー 額縁（両側共）：7mm	ラワンヘニヤ t=4+SOP塗り	ホリ合板フラッシュ	腰：杉 組子、棧	ホリ合板フラッシュ
見込			36	同左	30	芯材 杉又は桧 30
硝子	フロート t=3	強化トメイ t=5	フロート t=2		型板ガラス t=2	型板樹脂板 t=2
金物	引手、戸車、他附属金物一式	引手、戸車、他附属金物一式	円筒錠、ステンレス番、ド7チェック	円筒錠、ステンレス番、ド7チェック	ナイロンル、ナイロン戸車、他附属金物一式	引手、錠、底車、敷居V型7mmレール、他附属金物一式
今回工事内容	7mm製引違い窓【枠共撤去】	7mm製引違い窓【枠共取替え】	扉【撤去】	枠【追加】+扉【取替え】	枠【既存】、扉【撤去】	扉【取替え】
記号	WD 3	WD 3				
室名	1階 調理員室	1階 調理員室				
形状						
型式	引違い腰付硝子戸	中抜 引違いフラッシュド7				
ヶ廻数	1	1				
仕上	腰：杉 組子、棧	ホリ合板フラッシュ				
見込	30	芯材 杉又は桧 30				
硝子	型板ガラス t=2	型板樹脂板 t=2				
金物	ナイロンル、ナイロン戸車、他附属金物一式	引手、錠、底車、敷居V型7mmレール、他附属金物一式				
今回工事内容	枠【既存】、扉【撤去】	扉【取替え】				

凡例	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎（三好寮） 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-26	
		図名	女子寮 内部建具表	縮尺	A3 : 1/70 A2 : 1/50	作図年度	2020
						株式会社 上設計	
						管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信	
						〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



- 別途注意事項 -
1. 給水・給湯・排水・ガス・電気の一次側・二次側
接続工事及びフード・ダクト・排水ピット工事等は、別途工事とする。
 2. 給水・給湯・ガスはFL+50止めとし排水は
FL+100立ち上げ、機器配置後配管接続とします。
 3. 単相100V()・@コンセントは、アース付とします。
 4. 3相200Vのコンセント及び開閉器又は直結についてもアース付とします。
 5. 衛生工事内での水栓(カラン)形状・接続は、別途打合わせとします。
 6. ガス漏れ警報器及び予備用コンセントは別途とする。
 7. 給湯器は、別途工事とする。(シンカー槽に4号以上、洗浄機用に16号以上必要)
 8. 手洗器配置位置及び高さは、打合わせ要す。
 9. ()内寸法は、現場合わせ及び打合わせ要す。


※給湯設備は、設備工事とする。
 ※床排水計画は、別途打合せとする。
 ※予備電気設備は、別途打合せとする。
 ※本図は、壁及び床仕上がりから寸法を明記しています。
 ※厨房機器の搬入口及び搬入経路は事前に充分打合わせ下さい。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎(三好寮) 三・井川 内部改修工事建築		図面番号	B-27
	図名	女子寮 厨房機器配置図(参考) 本工事分は、次ページ参照	縮尺	A3 1/71 A2 1/50	作図年度 2020

株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

本工事に含むものを、"◎"印とする

No.	品名	形式	台数	寸法(mm)			配管口径(A)				L P G		電気(60Hz, kW)			フイード	備考	
				W	D	H	給水	給湯	排水		口径 A	kW	単相100V	単相200V	三相200V			
									機器側	設備側								
1	冷凍冷蔵庫		1	1500	800	1910			30	50			0.645				定格内容積：1280L(冷蔵室640L、冷凍室640L)	
2	冷凍庫		1	502	598	1300							0.12				既存品	
3	検食用冷凍庫		1	625	650	1910			26	50			0.37				既存品	
4	貯米庫		1	500	500	800											既存品	
5	貯米庫		1	600	600	1400											既存品	
6	作業台		1	1200	600	800												
7	炊飯器		1	513	410	414					9.5	7.28					3升炊	
8	保温ジャー		1	460	380	250							0.065				2升用	
9	保温ジャー		1	320	280	280							0.024				1升用	
10	炊飯器		1	280	405	245							1.295				1升炊	
11	スープジャー		1	460	395	405							0.28				容量：16L	
◎	12	スチームコンベクションオーブン	1	900	770	750	軟水器経由 SV15		38	HT50	15	26.5	0.36			GF	1/1ホテルパン：6段仕様 芯温センサー付	
◎	13	浄軟水器	1	175	175	520												
◎	14	ステコン架台	1	900	720	700											下部：ホテルパン収納・扉付	
	15	涼厨ガスフライヤー	1	830	610	800					15	17.4			GF	既存品		
◎	16	ガステーブル	1	1200	600	800					20	32.1			GF			
◎	17	食器消毒保管庫	1	1300	550	1900			25	50							6.4	
◎	17A	食器カゴ(5ヶセット)	3															
	18	パンラック	1	990	460	1600											棚段数：5段	
	19	電子レンジ	1	488	380	298							1.36					
	20	引出付キャビネットテーブル	2	1200	750	800											下部：両面式 引出：4個	
◎	21	一槽シンク	1	750	900	800	15	15	40	50								
◎	22	ソイルドテーブル	1	900	700	850	15	15	40	50								
◎	23	食器洗浄機	1	640	655	1432		SV15	38.5x2	HT50x2							5.4	要 必要温度75℃ 1サイクルすぎ水量：約2.0L 上下トリプルアームノズル仕様 下部：ラック収納付(2台)
	24	クリーンテーブル	1	700	700	850												
◎	25	包丁マナ板殺菌庫	1	540	550	1600			25	50			1.3				包丁20本・マナ板5枚収納 四面送風による消毒・乾燥	
	26	食器戸棚	1	1200	600	1800												
	27	上棚	3	1200	400	800											棚段数：2段	
	28	キャビネットテーブル	1	1200	750	800											下部：両面式	
◎	29	水切テーブル	1	1200	700	850			40	50								
◎	30	一槽シンク	1	450	550	800	15	15	40	50								
	31	キャビネットテーブル	1	1500	600	800												
	32	キャビネットテーブル	1	1800	600	800												
	33	欠番																
	34	冷蔵庫	2	1200	650	1910			30x2	50x2			0.29x2				定格内容積：824L	
	35	キャビネットテーブル	1	450	600	800												
◎	36	三槽シンク	1	1800	600	800	15x3	15x3	40x3	50x3								
◎	37	チップアイスディスペンサー	1	350	525	695	浄水器経由 SV15		30	50			0.295					
◎	38	浄水器	1	120	122	362												
	39	リーチイン冷蔵ショーケース	1	625	650	1970			30	50			0.348				冷却内容積：406L	
◎	40	吊棚	1	1200	350	1200											中棚：3段	
◎	41	吊棚	1	(600)	350	1200											現場合わせ 中棚：3段	
		□：印は既存品を示す																
◎	0	洗米機械																
	Q	換気扇(3つ)																
	R	エアコン(冷暖房)																
	S	手洗い(自動水栓)																
◎	T	次亜塩素酸生成器																
	U	湯沸かし器																
	V	乾燥機(家庭用衣類)																
	X	ホットプレート3つ																
	Y	洗濯機																
合計												83.28	(7.552)		11.8			

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R3 営繕 県立高等学校総合寄宿舎(三好寮) 三・井川 内部改修工事建築				図面番号	B-28	
		図名	女子寮 厨房機器リスト表 (参考) 一部本工事に含む				縮尺	A3 : _____ A2 : _____	
							作図年度	2020	
						 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上村 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966			

